

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成26年12月9日)

○ 中川雅晶委員長

おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより教育民生常任委員会並びに予算常任委員会教育民生分科会を開催させていただきます。

定刻を過ぎておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、冒頭に少し連絡だけさせていただきますので、まず、傍聴者はただいまおられません。

インターネット中継をさせていただきますので、ご協力、よろしくお願いいたします。

それから、審査順序等ですけれども、本日は、健康福祉部、それからこども未来部、そして、最後に教育委員会の順番で審査をさせていただきます。

当委員会に付託されております一般議案は、こども未来部の所管が4件、それから、健康福祉部と教育委員会の所管がそれぞれ2件でございます。また、予算常任委員会教育民生分科会として所管をする部局の補正予算の審査を行ってまいります。

ただいま、報道機関の方が傍聴に入っておりますので、ご報告させていただきます。

そのほか、協議会の開催については、こども未来部1件、教育委員会2件の計3件の申し出がありました。議事進行上、日程の許す限り、よろしくお願いいたします。さらに、教育委員会からは報告事項が2件要請があります。このうち全国学力・学習状況調査については、学校別データに基づいた報告内容がありますので、この部分だけ秘密会とさせていただく予定ですので、また、秘密会とすることについては別途お諮りをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、審査の進め方についてですが、各部局とも、補正予算、一般議案の順で審査を行います。それぞれ初めに11月21日の議案聴取会で請求のあった資料についての説明を受け、その後、議案についての質疑等を行ってまいります。議案聴取会において、補正予算、一般議案について、既に説明を受けておりますので、未説明あるいは詳細の説明が必要な部分に限り、簡潔に説明を求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、議会報告会におけるシティ・ミーティングのテーマについてでございますが、当

委員会でこの委員会中に決定をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、所管事務調査ですが、10月の教育民生常任委員会で小川委員より提案のあった指定管理者、四日市市歯科医療センターの業務、支出の調査については、日程の都合上、来年の1月の休会中に所管事務調査として行い、平成27年度の予算審査の前に調査研究をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、また、ただいまの四日市市歯科医療センターに関する調査のほか、休会中の調査の事項の希望のある方は、その他事項の中でお諮りをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それから、所管事務調査の報告案について、お手元に、今年度3回開催しました所管事務調査の報告書として、幼稚園・保育園および学童保育所の現状、課題についてをお配りさせていただいております。ご意見、修正等がありましたら、12月12日までに、事務局までお願いをいたします。意見があった際には、修正については正副委員長の一任でさせていただきますてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

よろしくお願いをいたします。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）

第5項 国民健康保険費

第6項 介護保険費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

○ 中川雅晶委員長

それでは、審査順序に基づきまして、健康福祉部から審査を行ってまいりたいと思います。

初めに、村田健康福祉部長からご挨拶を。

○ 村田健康福祉部長

改めまして、おはようございます。

本日は、第1番目に健康福祉部の審査をお願いしております。11月補正予算案に係る案件と三重北勢健康増進センター条例及び四日市市国民健康保険条例の一部改正についてご審議をお願いしております。この後、追加資料について担当課長のほうから説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課の坂田でございます。よろしくお願い申し上げます。

お手元にお配りいたしました追加資料でございますが、予算常任委員会教育民生分科会資料、一般会計補正予算（第5号）について、ご説明のほうをさせていただきます。

資料の1ページのほうをごらんいただけますでしょうか。

今回、11月定例会で施設整備につきまして補正予算を何種類かお願いしたところでございますが、これについて、一覧できる資料がなかったものですから、今回、それについて全体をまとめさせていただいたものでございます。

1ページの資料につきまして、まず、左端のほうでございますけれども、補助金名と書いてございます。上のほうでございますが、上に記載の公的介護施設等整備費補助金にしましては、これは施設の建設工事に係る費用に対して補助を行うものでございます。これにつきましては、施設整備の補助単価につきまして、例えば、一番上の介護老人保健施設でありますと、1施設当たり今回150万円増額ということでございまして、その下の認知症対応型共同生活介護につきましては90万円ということで、増額という形となっております。しかしながら、整備対象となる施設数が、例えば3段目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護でありますと、当初予算で計画を見込んでおりましたのが3棟という数字でございましたが、これについては整備数が1棟にとどまるというふうな現象がございまして、その結果として、差し引きは減額になっておる施設もございまして、こうしたことから、公的介護の補助金につきましては、トータルといたしまして1億134万円の減額補正をお願い

いするものでございます。

下の段のところで記載がございませぬ施設開設準備経費補助金につきましては、事業所が開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するためということで、介護施設の開設に要する備品購入費などの経費に補助をするものでございませぬが、こちらのほうで、小規模多機能型居宅介護につきましては、補助単価である定員1床当たりの単価というのは、60万円そのまま変更はございませぬでしたが、こちらにつきましても、当初予算3棟を見込んでおりましたが、整備数が1棟になりまして、2カ所分、18床分の1080万円の減額補正をお願いするものでございませぬ。

それから、その下のところ、枠で囲ったところでございませぬが、補助単価の変更理由ということでございませぬが、公的介護施設等整備費補助金につきましては、こちらは県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金というものを財源としておりますが、この基金につきましては本年度末で廃止ということが決まっております。そのために、本年度の補助単価につきましては、この基金残額を全て県内各市町から本年度申請のあった件数で配分した結果といたしまして、前年に比べ増額ということになりました。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の中の上から3番目の設備整備分というところでございませぬが、これにつきましては国の地域介護・福祉空間整備等交付金を財源としておりまして、これにつきましても、国が補助単価を前年度より増額したということで変更になったものでございませぬ。

2ページ目をごらんいただけますでしょうか。

第5次介護保険事業計画、第6次高齢者福祉計画、平成24年度から平成26年度における介護基盤整備の進捗状況についてということでございませぬが、1番の進捗状況でございませぬが、各施設種類ごとに現計画期間中の各年度別に計画数と整備を行った数を集計した資料でございませぬ。

この中で、右端のほうに達成率というのを記載しております。この達成率につきましては、3カ年の計画数と整備数の割合ということではなく、新規の計画数と、これまで整備を行ってきた施設の全体の施設数に対して、整備の結果、幾つになったかという合計の数字で達成率のほう、計算を行っております。

2の現状の課題ということでございませぬが、今般、建設費の高騰でありますとか、土地や人材の確保が難しい面など、現計画期間中での事業所を取り巻く課題と、新規のサービス体系に取り組む事業者の姿勢などについて整理をいたしたところでございませぬ。

その下、一番下でございませぬが、3、今後の取り組みについて、2の現状の課題に対し

て、計画数をできるだけ達成できるように本市として取り組んでいく方策について整理をいたしました。

3ページのほうをごらんいただけますでしょうか。

現計画、平成24年度から平成26年度における日常生活圏域別介護基盤整備の進捗状況でございますが、これは、北、中、南の各日常生活圏域ごとに、地域密着型の各施設種類について、3カ年の計画数と整備数を集計したものでございます。

この中で、一番上に書いてございます介護老人福祉施設と介護老人保健施設につきましては、これは地域密着型のサービスではございませんので、圏域別の計画数というのは置いていないということで、市全体での数値を記載しております。

右端の達成率につきましては、ごらんいただくと、定期巡回・随時対応型訪問看護介護でありますとか、複合型サービス、それから小規模多機能型居宅介護のサービスというのは数字が低くなっておる部分がございます。こうしたところにつきましては、その圏域については、次期計画の中で優先的に整備を進めていこうというふうに考えております。

それから、お手元のほうにカラー刷りの「よくわかる介護保険」というパンフレットをご用意させていただきました。これは、今回、追加資料で記載させてもらった以外の既存の介護サービス等について、現在、本市が提供しておるサービスについてまとめた資料でございます。参考にさせていただければということで、今回お配りをさせていただきました。

追加資料の説明は以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。追加資料の質疑、また、それぞれ補正予算についての質疑のほうを受けますので、よろしく申し上げます。

○ 石川勝彦委員

最後のページの、説明していただいた3ページの小規模多機能型居宅介護ということで、こういったものはやっぱり地域でできるだけということで、人によっては、余り顔を見られたくない、顔を知られたくないということで、お世話させていただいたりする方があるんですが、北圏域に住んでいる方が南圏域とか、南圏域の方が北圏域とかという、そういうこともいろいろありますけれども、普通、一般的には、地域のできるだけ近いところで

お世話になって、重症ということになると別ですけれども、軽い形の介護ということになるならば、家族にとっても、あるいは本人にとっても、近いところのほうが、通ったり、いろんなことをしたりすることにおいて便利ではないかなと思うんですが、これを見ますと、南圏域で1カ所ということですが、北圏域と中圏域は、計画はされておっても差し引き1で、全然整備数がないわけですね。これは手を挙げる人がいないんですか、それとも精査してだめだということですか、いろいろ条件が合わないから。この見通しを含めて聞かせてください。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

今回、達成ができなかったこのサービスにつきましては、現在のところ、事業者から手が挙がっていないということで、實際上、本市が募集をした際に、その際に応募がないということで、問い合わせ等で、現在、少しずつこうしたものに対して取り組んでいこうかなというふうな事業者の意向が感じられるんですが、現在のところ、まだ応募に至るまで至っていないというような、結果としてこういうことになりましたが、これについては、こうして一つ一つ実際上の事業を展開される場所が出てまいりましたので、そうした流れもくみながら、事業者としても徐々に取り組んでいくというふうな流れは今後できてくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

今後できてくるということは、ハードルが低くなるとか、あるいは受け皿として可能性が出てくるとか、あるいは空き家対策云々ということで、他県、他市においては、空き家がかなり有効に使われていますよね。空き家といっても、木造住宅で築後30年、40年もたっていて、それでいて、すごく広いんですね。結局、おじいちゃん、おばあちゃんだけ生活していて、どちらか亡くなって、もうあと面倒を見切れないということで、最後の最後までそこで過ごされるんですけれども、例えば、四日市にも上海老町のほうにもあるんですが、雨戸を50本ぐらいあけないと、うち中の生活ができないんですね。だけれども、もうお二人だけだからというので、居間に仏壇さんの位牌を置いて、そこへお花を上げてということで、仏壇さんまで行くのに3部屋ばかり通らなくちゃいかんと、こういうこともあったり、特にこれは農家、専業農家とか、そういうところが特に立派なおうちが多い

んですが、こういうおうちも今あいてきているんですね。

だから、そういうところを事業者に周知していただくことによって、貸借の問題とか、そういった問題もありますけれども、その辺のところも他部局との連携の中で、できるだけ借り上げられるような形ができるようにしていくならば、事業者にもつながりがとれて、それこそ地域での小規模多機能型居宅介護ということもできるのではないかなというふうに思うんですが、その辺の一つの手を挙げる方とか、あるいはその辺の情報というのは常日ごろお持ちでないのか、情報を取り寄せるということをしていないのか、その辺いかがですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

私どもの所属としては、空き家についての情報は、ご指摘のとおり、生の情報としてつかんではないという現状がございます。ただ、事業者のほうとしては、既にデイサービスなんかで古い家屋を活用した形での事業展開をされておるところもございますし、その施設の種類によって、そうした空き家を活用できるかどうかというのは制約が出てまいりますけれども、今後、そうした空き家がたくさん出てきて、事業者がそれに対して積極的に活用していきたいというふうな意向があるということについて確認しながら、関係部局とも調整しながら、その辺のところをうまく進めていく方策については検討させていただきたいなというふうに考えています。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

最後にしますが、介護の需要というのはふえておりますし、裾野を広げていかざるを得ないという、広げていかなくちやならないような状況です。キャパシティというのは幾らでもあろうと思います。だから、その辺のところ、有効に使っていくということは、本市もまだ空き家対策、条例もつくってスタートしたばかりですけれども、数年前からやっているところなんかは、その辺まで枝葉を広げておるというんですね。幹から枝、太い枝から小枝ということで、地域で結構目と鼻の先にあるということで、別に競争するわけじゃなくて、ここのほうがいい、ここのほうがいいということで上手に分かれておるといような状況ですから、やっぱりキャパシティの問題が今後課題になってこようかと思うんですね。

待機児童じゃないけれども、待機しなくちゃならない、施設に入るのには順番があると思います。多くの応募があると思います。しかし、多機能の地域での居宅介護ということについては、その辺のところについてはもう少し努力していただく余地はあるのかなというふうに思います。市として、その辺のところ、努力をしていただくということはできるのかなというふうに思いますので、どうかひとつその辺お含みいただいて、今後につなげていただければというふうに思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

答弁はよろしいですか。

○ 石川勝彦委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

ほか、これに関連した意見はございませんか。意見というか質問。

○ 豊田政典委員

きょう出された資料については、さきの議案聴取会で請求があったから出てきましたけど、こういったところは事前にそちらから出してもらうべきだと思います。請求しなくてもね。だから、もとの資料では全く何のことか、わけがわからないので、もっと説明する意識を高めていただきたいということを行いながら、きょうの3ページを見ながらお聞きするんですけど、北、中、南圏域とあって、結局、達成率がゼロ%の施設というのが幾つかある。その中でよくわからないのが、北の定期巡回云々というやつ、それから中圏域の複合型サービス、南圏域の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これは平成25年度の時点で計画があったけれども、整備がされなかった。それが、平成26年度の計画数がそれぞれこの三つについてはゼロとなっているんですけど、これは予算がつかなかったということの解釈でいいのか、なぜ25年度に整備できなかったのに26年度また計画がなかったのかというのがよくわからないんですけども、そのあたりの説明を求めたい。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

この3カ年の計画については、事業計画の中で、どの地域にどの年度で整備をしていくかということで数字を置いておるとい形になっておりまして、その3カ年の中で整備がなされなかったものについては、次期計画の中でさらに継続してそれを補完していくような形での修正を加えていきたいということをごさいます、年度の中で、計画の中で数字を変更するということは現在のところさせてもらっていない結果として、こういうことになっておるといことをごさいます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

させてもらっていないのはわかるんですけど、それは1年ごとに計画を後ろへ持っていくということは不可能なんですか、補助金の関係とかで。平成25年度で達成できなかったんで、26年度に改めて計画して補助を申請する。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

決して不可能ではございません。

○ 豊田政典委員

だから、やっていないということはわかるんですけど、不可能じゃないのになぜ。そうすると、平成26年度はもう、25年度の時点でできなかったやつは諦めたということなんですか、1年間。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

計画はこうして置いておる形なんですけど、募集は行っておるといこと、計画そのものをここで変えてはいないんですけど、募集は行ってありますが、結果としては1カ所しかできなかったということをごさいます、どうしても現状の中では応募が少ないといところが結果につながっておるといところをごさいます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

まだわかっていないんですけど、例えば、北圏域の定期巡回・随時対応型訪問介護看護でいえば、当初3カ年計画では、平成25年度の整備計画があったけど、整備されなかった。平成26年度はどうしていたかということなんですけど、計画にあるので、まだできていないので、募集はしながら、応募があって、条件をクリアすれば、それは認められたということなんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

先ほどの説明がちょっと不十分で申しわけございませんでした。

おっしゃるとおり、計画数、圏域ではこういうことでそれぞれ置かせていただいておりますが、募集に関しては何か所という形で募集をかけておりますので、その中で応募があったものについては、この計画数の中で柔軟に対応するというところで整備のほうは進めておるということですが、結果としては応募がなかったものですから、こういう形になったということになります。

以上です。

○ 豊田政典委員

さらに新たな疑問が生まれたんですけど、僕が聞いたことについては、平成25年度に計画があったので、その年度でできなかったけれども、26年度であればできたと、これが一つ目。それはそれでいいんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

そのとおりでございます。

○ 豊田政典委員

その際に、平成25年度の募集の仕方とか条件とか、周知、広報の仕方とかと、26年度も変わらず、手を緩めたわけではなくて、募集の仕方は変わらずに継続したと、そんな理解でいいんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

募集につきましては、平成25年度に募集をして、応募がなくて達成できなかったという

ことで、26年度につきましても、通常、募集については、年度の後半に翌年度の分を募集するというので、26年度につきましても、25年度後半に一旦募集をかけた。タイミング的には、ここで募集をかけないと、整備、それから補助執行というところでかなり厳しいところがあるんですが、達成ができなかったものですから、26年度につきましても、これは計画の最終年度ということで、春ももう一度募集をかけさせていただいて、その時点で募集をかけて応募があっても、タイミング的に非常に厳しいというものはあるんですが、どうしても計画を達成したいということで、募集については、26年度の整備については2度行ったという状況でございます。

○ 豊田政典委員

その辺はわかりましたが、前の答弁の中で、圏域は置いておるけど、圏域にかかわらず募集したんだみたいな受けとめ方をしたんですけど、それでいいんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

各圏域ごとに数を定めておりますので、既に整備がされたところについては、そこは重ねてすることではなくて、ないところに対して整備を行っていくということで、平成25年度達成できなかったところについては、26年度でもまだできないところについては整備をするよう募集をしていくという形で、要するに、この計画を達成できるように、各圏域ごとに偏ることなく整備を行っていくという形である程度柔軟に、そして、回数を重ねてやっていくということで置かれております。

○ 豊田政典委員

圏域ごとに計画どおりバランスよく整備したいというのはわかる。柔軟にというところでまたよくわからなくなるんですけど。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

済みません、柔軟にというのは、この年度はこの場所でないといかんということではなく、3カ年の中で上手に埋まるようにということやっていくということで説明させていただきました。済みません、説明が不十分で申しわけございませんでした。

○ 豊田政典委員

全くだと言っておきます。説明が足りないということ。

以上。

○ 樋口博己委員

2 ページのほうで、2 の現状の課題についてというところで説明いただいています、四つ目のチョコボと五つ目のチョコボ、定期巡回・随時対応型云々、複合型サービス、これは平成24年度からの新たなサービスなので、経営に関する前例がないと、そういう面で事業者がちょっと見送ったということが書いてありますね。また、最後のチョコボには、月額で決まっていることとか、利用方法などが利用者に十分理解されていなかったという現状の中で、事業者が懸念を持ったという説明があったんですけども、これは、そういう前例が少ないにしても、事業所としてはあるので、細かい話まではできないにしても、そういう説明をすとか、利用者に対してもしっかりとした説明をすれば、事業者というのは手を挙げる可能性があるのかどうなのかが一つ。それでもない場合は、今後、この計画、まだ達成度が低いので、ここはどういった取り組みをされるのか、この2点、お願いしたいと思います。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

ご質問いただいたことにつきまして、まだ新たなサービスということで、実際上の成功例といいますか、うまくいっているという事例が少ないというところが、事業者にとっても非常に足踏みする要因ということではありますが、こういう形で今徐々に広がっている中で、こうした事業者が、窓口のほうに、やりたいんだけどということで、うちのほうにもご相談にみえることがたびたびございます。

そうした中で、うちのほうとして、實際上、知り得る情報についてはできるだけお知らせをする中で、事業者の方が誤った判断をされないような形で、事業展開をできるだけ円滑にさせていただくような情報はお知らせをしていきたいなというふうに思っておりますし、一方で、利用者に対しても、やはりこの新しいサービス、ご存じない方がたくさんみえますので、3番の今後の取り組みのところでも少し書かせていただいたんですけども、やはりこれはこうしたサービスのよさというのは、ケアマネジャーさんも十分にご理解いただいた上で利用者の方にお勧めいただくというのも大事だと思いますので、私ども、ケア

マネジャーさんとの事業者の連絡会、会議を何回か持っておりますので、そうした中ではこうしたサービスもご紹介をして、私ども、實際上、サービスが今少しずつではありますが、できてきておる状況なものですから、周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、今現在も、今後もさらに事業者への説明、また、利用者へのケアマネージャーさんを通しての説明はしっかりとやっていくと。理解が広がれば、事業者としては手を挙げてくれるというふうに考えてもいいんですかね。看護師であるとか介護福祉士の人材の確保とか、そういう面の課題はないのでしょうか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

これは、現状の課題の中にも書かせていただいたとおり、確かに、特に医療系の人材というのは非常に確保が難しいというのが一つございます。こうした医療系人材の確保というところについては、市が直接的に解決策を持っておると、すぐできるという話ではございませんが、これは、県に働きかけたり、市としても訪問看護師の養成などに力を入れていく中で、そうした人材確保がスムーズにいくような形での努力はしていきたいというふうに考えております。

これは、やはりこうした新しいサービスというのは、国としても、今後どうしてもなくてはならんと、在宅で見ていく地域包括ケアシステムをつくっていく中では必要なサービスだということで考えておりまして、私どもも、その考え方は同じですので、そういうことは周知していく中で、少しずつ利用が広がっていくことによって、方向としては、今よりはいい方向に持っていけるのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。しっかり努力いただきたいなと思います。

最後、地域包括ケアシステムという発言もありましたが、総合事業、これから検討して構築していくわけなので、総合事業、また一方では施設入所と在宅でのこういう新しいサ

ービス、この辺が切れ目がなくしっかりと連携しながら、一方で事業者、説明者にもしっかりと説明いただきながら、達成率33%というのは、やはり褒められた数字ではありませんので、努力をお願いしたいなと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ほか。

○ 野呂泰治委員

1点だけちょっと、空き家のことで少し話が出ていましたけれども、今の現状はどのようにつかんでみえるかということで、その前に、ちょっと私、自分たちの近くでそういった空き家制度を利用しているというか、というより、空き家そのものを、もうご本人がなくなっていますもので、そして同時に、相続をされる方も遠方にみえて連絡がとれないとか、あるいは相続される方の財産の処理という問題もあって、自治会に寄附するとか、あるいは、いわゆる相続税の問題があって、その辺の関与とどんなように、まだまだこれからそういったことでやってみえないかやっているのかどうかわかりませんが、その辺の見通しという、その点が1点と、同時に、空き家にならなくても、いわゆるお一人でお住まいの方が結構ふえてきていますもので、その方に対する地域での社会福祉協議会とか、いわゆる地域でいろいろと事業所もあるんですけれども、いろんな方がサポートしていただいておりますけれども、例えば、お弁当を持っていく場合でも、そういうお一人の方はもうお弁当は要らないと。元気な方ほど、私たちは自分一人でやるんだと、非常に内向きになっていっている場合がよくあるんですね。その辺のことについてのお考えというか、何かその辺のことは少しは調べているというか、話を聞いていただいているのか、ちょっと教えてください。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

空き家の状況についてお尋ねをいただきましたが、私どものほうとして、空き家そのものについての今確たる最新の情報とか本市での取り組みというのはちょっと、こちらとして独自にということではまだ手が回らないというか、取り組んでいない状況がございますが、そうしたところでの情報も、今後、関係課から聞いたりしながら、知っておくという

ことは必要だというふうに考えております。

それと、2点目のひとり暮らしの高齢者で見守り支援が必要な方についての対応というところでございますが、これはまさに今後の地域福祉、そして、先ほども出ました総合事業等の中でどうしても取り組んでいかなければならぬ大事なテーマだというふうに考えていまして、それは、おっしゃっていただいた社会福祉協議会とも力を合わせながら、また、地域の団体ともこれから連絡を密にとって、そうしたネットワークをどんどんつくっていくといたしますか、強化していくというのが私どもに課せられた今の大きな問題だというふうに考えておりますので、これから積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 野呂泰治委員

もう一点だけ、ですから、そういうふうに行政のほうで、皆さん方でいろいろと計画を組んで、施設をふやしたいと、こうしたら、恐らくこういういろんな方に対して、高齢者の方にサービスが行き届くであろうとあって、いろんな予算立て、いろいろ計画をしておられますけれども、逆に、受けるほうから見ると、現実が少し違った面もあるので、もう少し高齢者の方の考え方というか、そういった意向をよく調べながら進んでいただくと、もっと効果的になって、こんな33%って、こういったことが恐らく出てこないと思いますので、その点だけお願いしておきます。

○ 中川雅晶委員長

お願いでいいですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

私どもといたしましても、施設をつくっていくというのは、高齢者福祉を進めていく一つの手段だというふうに考えておりまして、決してこれを進めることに専心するといえますか、それだけで進んでいくという話ではなくて、両輪で見守り支援体制をつくっていくということで、施設をつくるということだけではないと思いますので、やっていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

市民の方1名、傍聴に入られていますので、報告させていただきます。

○ 石川勝彦委員

先ほどもちょっと空き家のことでお尋ねしましたが、昨日も一般質問の中で、提言といふところまでいきませんでしたけれども、介護政策室という、今の介護・高齢福祉課の中に、やっぱり政策的な問題を前面に押し立ててやっていくということで、質の問題はまた別としても、受け皿としての量の世界を充実させていって、それから質を高めるということで、社会福祉法人がやっていただくわけですから、質も当然考えておられると思いますし、やっぱりサービスの充実ということは、いわゆる裾野を広げるということ、受け皿を広げる、大きくするというところにかかってくるのかなというふうに思うんですね。

そういう意味から、やっぱり中間的な室的なものをつくっていただいて、環境の分野で鈴鹿市に環境政策課というのがあるんですね。これが非常によく動いているんですね。四日市市も環境の問題はいろいろありますけれども、政策的なものは全然手も足も出さないという、そういう感じですが、福祉の場合、特に切実な問題として地域社会の中でしっかりとあるわけですね。待ちというだけの状態ではいかんですから、小さなとか、まだまだ要介護にまでいかないけれども、要支援1、2のところでおられる方々、平成27年度においてはもう支援というのとはなくなるわけですから、だから、支援的なものを、その予備軍的なものを、要支援1、2の予備軍的なものを受け皿としてやっていくには、やはり場所、空間を、いわゆる受け皿をしっかりしていただくということで、先ほども言いましたように、関係部署との連携をとりながら道を広げていただくということが、どの地区においても私は必要ではないかと思います。

これは三つありますけれども、さらに広げていただくということも前々から申し上げておりますけれども、より密度の高い内容にしていただくことができたかなというふうに思いますが、その点は改めて部長、いかがですか。

○ 村田健康福祉部長

おっしゃっていただいたように、介護保険制度の改正で要支援1、2というのがいわゆる予防給付が外れていきますので、現在、計画の中でも記載しておりますけれども、その

部分については、生活支援等を含めた総合事業の中でしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。もちろんサービスの質の確保、量的な確保、両面必要でございますので、それについては取り組んでいきたいと思っております。

それから、介護政策室という形できのうの一般質問でもご提案いただいたというふうに思っています。今現在、組織といたしましては、現在の介護・高齢福祉課の中で取り組んでいく考えでいるわけでございますけれども、実のところ、介護予防につきましては、部内でも健康づくり課でありますとか、例えば特定健診等をやっておる国民健康保険の分野でありますとか、多分野での連携が必要になってまいりますので、なかなか一つの室で、1カ所でワンストップで解決できるかという、ちょっと難しいような気もしております。そういうこともございますので、部内での連携というところ辺をしっかりとれるように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほう、お願いいたします。

○ 石川勝彦委員

今、部内での連携と言いました。課との連携ということですがけれども、一般的に見てみますと、隣の課が一生懸命頑張っておっても、隣の課は誰もいないと、こういう極端な実情、実態がよく見られますよね。課の中では協力体制がありますけれども、課との連携って、なかなかできてできるものではないと思うんですよね。そのセクション、セクションリズムというものをしっかり徹底させていくことが、それぞれの課の役割であると思うんですよね。それをさておいて連携ということになると、プラスアルファになりますよね。プラスアルファを常に続けていくということになると、これはもう横断的な問題として、行政の一番悪いところがそれを引きずっておるわけですがけれども、それを断ち切ってやろうとすると、無理がかかってきますよね。

だから、その辺の悪循環を断ち切っていくためには、部内、課の中でやはり政策的、あるいは現状をしっかりと見守っていく、あるいはフォローするという、そういう部署を課の中で。介護・高齢福祉課というのは大所帯ですよ。大所帯だからこそ私は申し上げた。横一線でみんなやっておるということではないと思いますから、それぞれ役割分担していると思いますけれども、だけれども、その中であって、そういう人材を最大に適応させ、適材適所というところまでいかななくても、それぞれの特徴を見出しながら相互啓発できるという、課でできるんじゃないかなと。それが市民にとってサービスが反映されてくるというか、いい意味での充実が図れるんじゃないかなというふうに思いますが、そういうこ

とを申し上げておきたいと思います。今後に向けてひとつ十分ご検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

意見でよろしいですか。

ほか。

○ 豊田政典委員

先ほどの私の3カ年の計画とできなかったやつを引き続き募集するという話の流れでさらにお聞きするんですけど、そこまでは理解したつもりだったんですけど、1ページと2ページを見比べているんですが、当初予算の置き方がよくわからないんです。例えば、介護老人保健施設であれば、2ページを見ると、平成25年度計画数1、整備数0だったので、できなかった1施設が26年度に当初に置かれているわけではない。当初予算と補正後予算の整備数を比べているんですけど、1、1になっていますよね。その下の認知症対応型共同生活介護についても、平成24年度、25年度で合わせて二つの施設が整備できなかったのも、それが26年度当初予算に回っているのかなと思ったら、1ページは当初予算4、補正後予算4になっている。その予算づけの話が、先ほどのとうまく僕の頭の中で整合できないんですけど、かと思えば、複合型サービスについては1年分、当初予算が2、補正後予算が1になっていますからね。これはできなかった分が当初予算にまたついたので理解できるんですけど、施設の種類によって、当初予算の整備数、すなわち予算がついた計画数だと思うんですけども、これは考え方が違うのかな。まだ理解できないです。

○ 中川雅晶委員長

わかりやすく説明していただけますか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

まず、介護老人保健施設につきましては、2ページ目を見ていただきますと、計画数が2カ所ありますが、予算としては1カ所しかということになっておりますが、これについては、前年度の中で翌年度の整備ができるかどうか、これはもう前年度に実際上の整備

についての相談をさせていただいて、決定をしてみますので、前年度の段階で1カ所しかできなかったということがございまして、予算については1カ所分という形での要求ということでの計上ということになっております。

そして、認知症対応型共同生活介護につきましては、平成24、25年度で1カ所ずつできなかったものについてということで、26年度5カ所ということになっておりますけれども、これについて、予算のほうは4カ所分しかないのではないかとということでございしますが、これについては、繰り越しをさせていただいている分が1カ所ございまして、現年度予算で計上した分プラス繰り越しの予算がございまして、5カ所の整備分の資金的なものは手当てができていたというような形でございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

繰り越しの分についてはわかるんですが、そうすると、当初予算を組む段階で、もう既に次年度の見込みがあるので、それに合わせて当初予算を置いたという話ですよ、わかりやすく言えば。ところが、さっきの話だと、またさらに募集したんだという話がありましたやんか。それは予算なしで募集したということかな。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

これは、老人保健施設と地域密着型サービスとの違いが少しございまして、介護老人保健施設、あるいは介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームでございしますが、これの募集の仕方がちょっと違うということがございます。介護老人保健施設、あと特別養護老人ホームにつきましては県の指定ということがございますので、前年度に県と交渉、協議をした中で翌年度の整備が決まってくるという形でございしますが、地域密着型サービスにつきましては私どもが決定をいたしますので、ある面、小回りがきくということで、来年度の予算をする分については、その分の予算を手当てするというので、リアルタイムでの予算立てという形になっております。ちょっとそこところが非常にわかりづらくなっておりますが、そうした事情があるということでご理解をいただきたいなと思います。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

じゃ、制度的な違いなので、結果的にこういうふうになってきたと、施設の種類によってね。そう理解しました。

じゃ、2ページ、樋口委員も触れていましたが、2番に課題があって、3番に取り組みがある。課題の中で一番大きな要因というのは、それぞれ課題なんだろうけど、どれなんですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

やはり一番大きな課題といたしましては、事業者の意向というのが一番大きいかなというふうに考えておりました、事業を始めたけれども、思ったような収益が上がらず事業が頓挫するというようなことがあっては、やはり事業者としては困るわけですから、前例のある事業にどうしても集中してくる。例えば今であれば、デイサービスなどは市内にたくさんあって、ある面、飽和状態であるにもかかわらず、そうしたものに対しては非常に事業者も入っていきやすいというところがある中で、新たにできた施設に対するやはり躊躇といたしますか、情報不足というのは、事業者にとって、非常に経験が浅い事業者が多いものですから、そこでのハードルが大きいなというふうに考えております。そうした面のハードルをどこまで下げることができるかというのが一つ課題なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

私はむしろ一番上の金の問題かなと思っていたので、どうやって国、県に対して要望していくのかな、実現の可能性を聞こうと思っていたんですけど、そうじゃなくて、今の新規サービスであったり、新しい施設であったり、事業者が踏み切れないようなところに懸念があるというところであれば、国、県というよりも、四日市市の仕事として、下に書いてあるようなことも含めて対策が打てるのかなと。最終的に決めるのは事業者ですから、ハードルはそんなに低くないと思いますけれども、来年度以降、市ができることの割合というのは高いのかなというふうに理解しましたので、じゃ、引き続き先ほどの答弁があったように、バランスのとれた施設整備ができるようにエールを送って、終わります。

○ 中川雅晶委員長

きょうの補正予算の特に追加資料の部分でやっぱり一番懸念されるというのは、今豊田委員も樋口委員も言われたように、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、それから複合型サービス、小規模多機能型居宅介護、これはまだ新しく、平成25年度からですよ。地域包括ケアシステムを見据えて、新しいサービスとして出してこられて、今回の資料の中でも、地域密着型も含めて、施設系のところは達成率がみんないいんですけども、今言った三つがなかなか達成率が上がらないというところで、確かに包括払いとか月額払いとか、経営の前例がないとか、それから看護師を雇わなきゃいけないが、その人件費で本当にペイするのかどうかとか、いろんな課題はあるとは思いますが、ただ、2年経過してきて、1年目であればその答弁で、それで仕方ないなとも思うんですけど、平成25、26年度とやってきて、じゃ、例えば、県下のほかの市町のこの三つの施設の整備状況であったりとか経営状況であったりとか、実際に施設を開所されて、その経営状況であったりとか、全国的なところでどういうところが課題なのか、例えばケアマネジャーの受け渡しで戸惑っているのか、例えば経営だけの問題なのか、ただ人件費だけの問題なのか、その人件費をどうやって乗り越えてきたのかとか、いろんなことがある程度見えて、初めて今後の取り組みというところで周知徹底するとか、いろんなことが生きてくると思うんですが、今、表面的に言われているようなところの課題はこうやって抽出をされていますけど、ちょっと踏み込んで、例えば本当に次期計画においてこの辺の整備ができるかどうかというのが、なかなか見通しが立たないのかなと思うんですけど、その辺もうちょっと踏み込んで答弁いただけますか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

こうしたサービスにつきまして、例えば複合型というような形で全く新しいサービスについて県下でどうなのかというようなところは、私どもも調査をさせていただいて、県内でもやはり非常に厳しい状況があるなということはおつかんでおるんですが、こうした新しいタイプのサービスというのは、例えば、都市部であればうまくいきやすいとか、そうした地域性のところも、私どもとして感じられるところではあるんですが、例えば、同格都市の中でこうしたものをどうやってうまく募集をかけて進めておるのかというところの情報整理まではちょっと至っていないところがございまして、ご指摘のとおり、そうした面の情報収集と、それを受けて、うちがそれをうまく活用してということで、もう一歩進めた形での施設整備の推進の方法が、確かにおっしゃるとおり、あると思いますので、これ

については、ちゃんとこれから一生懸命やってまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

よろしく願いいたします。

とりあえず追加資料のところをずっとやってきましたけれども、ほか、このところではございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なければ、ちょうど1時間ほどたちましたので、ここで10分程度休憩させていただいて、休憩の後で、議案第52号の一般会計補正予算（第5号）に係るほかの部分の審査に入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、再開は11時10分とさせていただきます。

10 : 59 休憩

11 : 11 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

それでは、議案第52号、四日市市一般会計補正予算（第5号）の部分で他の質疑を承ります。

傍聴の方2名、市民の方が入っていただいていますので、ご報告させていただきます。

ありませんか。

○ 樋口博己委員

老人福祉施設事務費事業費、これは増額補正になっておるんですけど、措置入所、また短期入所見込みがそれぞれ見込みより上がるということなんですけれども、これは増加傾

向にあるというのは間違いないと思うんですけども、今後、来年度も今年度よりもさらに増加することが見込まれますが、来年度の——これは済みません、補正予算なので、来年度のことを言ってもあれなんです——考え方として、今年度末、例えば措置入所で200人を見込んでいますが、この規模に対して、来年度はどれぐらいの増加を見込んでみえる、そういった見通しの考え方をちょっと教えていただけますか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

老人福祉施設事務費事業費につきましては、昨年度から非常に増加傾向でございまして、今年度、現状の中では、例えば、寿楽陽光苑についてはほぼ満床に近いような形のところまで入所者がふえてきたということで、あと、市外施設なんかについて、まだちょっと余裕があるかなというところまで来ておりますので、来年度見込みとしましては、寿楽陽光苑につきましては、今のほぼ満床に近いような状況がこれからも継続していく中で、あと、ショートステイについても、現状、非常にふえてきておって、まだこれについてはさらに、若干ではありますが、ふえていくのかなというふうに考えておりますが、これが急激にという状況ではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、今の説明ですと、受け入れ施設、ハード面では来年度、平成27年度は恐らく対応できるだろうと。それに見合う予算措置はつけるという意味合いと捉えるんですが、第6次介護保険事業計画もある中で、さらにこの先のことをどのようにお考えでしょうか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

次期計画3カ年の中では、例えば養護老人ホームの増設というところまでは考えておらないんですが、現状、増加傾向にある中で、行く行くはこれについても考えていかないといけないのかなというふうに考えていますが、現在、養護老人ホームに入所される方については、身の回りのことが自分でできる方というのが、ある面、入所の条件ではあるんですが、ちょっと重度化されている方とかも見受けられるものですから、そういう方については、特別養護老人ホームもうまく使いながら対応していく必要があるということで、次期計画の中では、そうした中で現状の施設の中で対応していきたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

そうすると、特に措置の入所、これは行政が決めるわけですよね。素人判断するわけですが、ハード面、受け入れのキャパシティによって、措置の微妙なさじ加減をすることはないというふうに考えていいということですね。きちっと今までの基準で措置が必要であれば、現状の施設、また違う施設も含めて、きちっと入所の措置をするということでの確認です。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

この入所の措置をするというのは、私どもにとっても非常に大事な仕事で、待たなしの状況の中での高齢者の対応になりますので、これについて、現状の施設の状況がこうだからということとそのさじ加減を変えるというようなことはあってはならんということで、そういう方に対しては、現状の施設、ショートステイがございますし、特別養護老人ホームがございますし、そうした中で乗り切っていくと、対応していくということで考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

よろしいです。しっかりとお願いしたいと思います。

○ 石川勝彦委員

先ほどの関連ですが、今回の補正予算の減額が、全てと言いたくはないんですけども、小規模多機能型居宅介護事業所建設費補助金、あるいは施設開設準備経費補助金、それから定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所建設費等補助金、複合型サービス事業所建設費補助金、全てこれは減額になっていますよね。最初の見通しが甘かったのか、あるいは全然見通しが無いというか、あるいは事業所自身の手いっぱいというのはわかりますし、国の政策的な面でも足腰弱いという感じで、余り下手に手を伸ばす、あるいは広げる

ということが賢明でないというようなことから、恐らくそれぞれの社会福祉法人はそのような考え方でおられると思うんですが、市の思惑と、市が市民の需要に対して応えなくちゃいけないのに、社会福祉法人は応えてくれないと。いや、しかし、だけど、こういう需要があるんだからぜひともというような、そういう話し合いというのがあって、こういう結果になろうと思いますけれども、それだけの努力をしていただいていたならば、こんなに四つの分野で減額補正というようなことになってくるというのは、今こんな状態でいきますと、これからどうなっていくかなという心配があるんですね。

中長期的な考え方、あすに向けてどのようになっていくのかということを見ると、高齢者はふえるばかりですよね。高齢者がふえるということは、やっぱりだんだん弱ってきますよ。元気で元気でぴちぴちしておった人たちが、やっぱり足腰が弱り、体力の限界が来て、そして介護のお世話になる、あるいは介護予防に接するという努力をするという、そういう受け皿が弱いということがないということは、ふえていかないということは、この辺のところ、非常に減額補正が堂々と出てきておりますけれども、果たしてこれ、何にもせずして減額補正なのか、声がかからずで減額補正なのかというところが大変心配なんです、その辺のところを私の意を酌んで答えていただければと思います。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

おっしゃるとおり、今回の減額補正、これほど大きな減額補正をしておるということについて、私ども、真摯に反省をせねばならんというふうに考えております。そして、できるだけこの計画を達成したいという、私どもの努力につきましてはさせていだいたところではございますが、まだ不十分であるということは確かだというふうに考えています。

そもその数字を置いたというところにつきましては、先ほど石川委員のほうからもご指摘があったとおり、身近な地域でこうした施設がやはりあることが大事だろうということで、私ども、地域密着型サービスということで、地域にそれぞれないといかんという中で、この計画数を置かせていただきました。これについて、これだけの数なら整備ができるであろうというところからスタートをしていないという、どうしてもこれだけ欲しいという中で計画を置いておって、結果としては努力が不十分であったということであったと思います。

これについては、今後やはり必要であるということについては変わらない、また、今後ますます必要が出てくる施設だと思っておりますので、こうした計画未達成のところについて、

どのようにしてそれを達成していくかについては、先般も各委員様からいろんなご意見を頂戴し、ご提言を頂戴した中で、うちはそれを真摯に受けとめる中で、次の段階での募集について、それを生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

真摯に反省して計画を立てたけれども、不十分ということですが、そういった促進に向けてどのような活動、あるいは能動的な動きがあったのか、やっぱりその辺の真剣さが足りないというか、そのような感じがするんですよね。民間でいうと営業ですよ。やっぱり計画を達成しなかったら、その課というか、その部署は責任問題になりますよね。需要があるのに減額補正というのは、これはやっぱり結果的に何ら、動きを加速するというぐらいの気持ちを持って、年度の前半でこういう状況で、立ち上がりはこうだったけれども、でも、途中から何とかしなくちゃいかんという、こういう気持ちは起こらなかったのかなという印象があるように思うんですが、そういうことを含めて真摯に反省していただいたかもしれませんけれども、今後に向けて、もうこれで本市の場合は、何らどの介護施設、どの施設も要らない、あるいは、ましてや小規模多機能型施設なんて要らないということはないと思うんですよ。これからもっともっとふえなきゃ、ことし1年は一休みというようにとるんでしょうか、とらなくちゃいかんのでしょうかね。今後に向けてやっぱり、ことし減額だったから、来年も恐らく減額がないから予算は計上しなくてもいいじゃないか、一般会計でも一般の予算も計上しなくてもいいじゃないかというようなことにもなりかねないと思うんですよ。だけど、これはやっぱり計画を立てたら、実現に向けて増額補正するぐらいの気持ちが必要だと思うんですが、その点はどなたが責任を持って取り組んでおられたんですか。課長ですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

この計画達成につきましては、介護・高齢福祉課の所管の業務でありますので、私が責任を持って取り組んできたということではございますが、ご指摘のとおり、その中で一体どこまで努力したのかというところについては、私どもも少し足りなかったと。事業所がご相談にみえたときは、こういうことについて、私ども、できる限りの情報を提供する中で、こうしたものへの取り組みについてお勧めをしたというところはございますが、それ

以上に市内の事業所にそれぞれ個別に当たって、こうした整備についての働きかけをしたかということ、そこまではさせてもらっていないというところもございまして、大手の社会福祉法人さんでも、今度、小規模多機能型居宅介護を取り組みたいというお話がございませう。それで、そうした話を受けて、それであれば、ほかの社会福祉法人さん、そうした整備意欲の、あるいは余力のあるようなところに対しても働きかけをしていくということは大事かなということございまして、大きな事業所もあれば小さな事業所もありますので、それぞれ事業者ごとのある程度アプローチというのもあると思いますので、これは工夫が大事なのかなというふうに考えております。これについて、来年度に向けて、もう少しやり方を深く考えていきたいなというふうに考えています。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

きのうの一般質問でも最後に言いましたけど、法的に縛られずに、市民対応で、やっぱり市民のサービスを満たしていくという時代に合ったサービスをとると、まさに今、福祉の世界なんですよ。福祉の時代にどっぷりつかっていかなくちゃならん時代ですよ。せっかく在宅介護支援センター等の整備が、胸張って全国に自慢できるような施設がありながら、さて、受け皿として、市民の、それこそ介護の対象になっておられる微妙なところで、家族も守ってあげなくちゃいけない、本人も守ってあげなくちゃならないという、こういうことにつけては、やっぱりもう人道上の問題だと思うんですよ。法にこだわらずに、人道上で受け入れていけるようなことを考えていく場合に、やっぱり既存の社会福祉法人だけではなくて、新たに社会福祉法人を生み出すような活動も、これもやっぱり介護・高齢福祉課の大きな役割であろうかと思うんです。

今後につなげていただくように、どうぞ今、課長、来年、次に向けてということをおっしゃいましたが、力強くそれを、言うだけじゃなくて、実際、それをつなげていただいて、数の世界を充実させることによって、当然、法人ですから、質も高めていただいているかと思えますし、努力もあると思いますので、くれぐれもその辺の方向に向けて、来年度は一般会計で計上しても、増額補正はあっても減額補正のないようにしていただくようお願いしておきたいと思えます。いかがですか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

おっしゃるとおり、こういう施設を整備することは、数を達成するということと同時に、それによって地域の方が助かるんだというようなことがございます。地域の方もまだまだご存じないという、こうしたサービスについてよくご存じないから利用しにくいという点についても十分配慮をしながら、結果につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ございますでしょうか。

○ 小川政人委員

今の石川委員と同じなんですけれども、本来なら直営でやってもいいべきものを民間に委ねておるわけなんやわな。だから、民間の応募がなかったからいいんやという考え方はちょっと変えて、やっぱり、本来民間がつくらなんたら直営でやるべきというぐらいのつもりで施設づくりをお願いしていかんとあかんので、ただ単に応募がなかったでというだけの話でもないし、介護・高齢福祉課だけの話でもないと思っておるんや。健康福祉部全体の問題やと思っておるもんでね。そこのところが弱い。一担当課だけに福祉を全部委ねたわけではないもんで、それは市全体としてきちっと、施設づくりを民間に委ねた以上は、民間でそれだけのものをちゃんとつくって行って、また民間が採算が合うようにしてやるということをきちっと考えていかんと、いつまでたっても計画倒れということになるで、その辺はきっちり覚悟をもっと持ってもらわんとあかんのと違うかな。

以上。

○ 中川雅晶委員長

意見でよろしいですか。

○ 川村高司副委員長

資料請求なんですけど、改めてつくっていただく必要はないんですが、ここにハード整備の達成率というのを目標に置かれているんですけれども、実際、施設とかソフトサービス、多岐にわたるものが今現在でもある中で、その稼働率、要は、来年度計画するに当たっても、実際のニーズはどこまであって、本当にどれぐらい逼迫しているんだというのを

どう捉えて、優先順位をつけて、施設整備なのかソフト整備なのかというのを検証するために、今の実績というか、稼働率、データというのは持ってみえないと、次の計画を立てられないと思うんです。なので、今、どういう稼働率なり利用率というものをデータとして持ってみえるのか、それをちょっと参考までに出していただければと思うんです。

○ 中川雅晶委員長

資料請求ですか。

○ 川村高司副委員長

資料請求です。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

私どもの持つておるデータの中で、副委員長のご希望に沿うというか、できるだけわかりやすい資料の出し方について、ちょっと課内でも検討させていただいて、対応させていただきたいなというふうに思います。

○ 川村高司副委員長

決して私がわかりやすいようにとかというものではなしに、庁内、担当部局の中で、次年度以降の施設整備をするに当たっては現状把握というものが大事なので、それをどのような形で今現状されているのかだけ教えていただければいいというものであって、改めてつくっていただく必要はないです。そういう資料があるのかないのか、私はちょっと存じ上げないですけども。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

現状、私どもが持つておる資料の中で提出をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑はございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、質疑のほうはないようですので、この程度にとどめさせていただいて、では、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）について、採決に入っていきたいと思います。

その前に、全体会審査へ送る事項の提案はありますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ないようですので、これより討論に移ります。

討論ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論ありません。

それでは、これより採決をさせていただきます。

議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

以上で平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）については終了させていただきます。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

続きまして、議案第54号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について審査に入りたいと思います。

議案第54号 平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（関係部分）

○ 中川雅晶委員長

ご質疑ございますか。

小川委員、あります。

○ 小川政人委員

これ、徴収漏れのやつ。

○ 中川雅晶委員長

ピンポイントに……。それも……。

○ 小川政人委員

源泉所得税の徴収漏れについて聞きたいんだけど、これ、普通は決算にも予算にも出てこないんですよね。その額が今度は何で出て、補正予算やと決算も予算も出てくるのか、ようわからんのだけ。普通、源泉徴収して、税務署に払うという行為はあるんやけれども、会計決算には歳入歳出の決算外の話やわな。そうすると、今度は何で。一緒のことでしょう。徴収して、税務署に払うというのに、何で今度は補正予算でこの予算書に出てくるのかというのが、きのうからだんだんわからんようになってきたんやけど。

○ 松岡保険年金課長

保険年金課の松岡でございます。

このたびは源泉所得税の徴収漏れの件につきまして、皆様に大変ご迷惑をおかけしておりますことをまずおわび申し上げたいと思います。

今、ご質問いただきました源泉所得税の事務的な取り扱いについて、少しご説明をさせていただきますたいと思います。

国民健康保険特別会計の場合ですと、各種委員会の委員さんに委員報酬として支払う金額がございまして、ここで予算執行といたしまして委員報酬を支払います。その際に、源泉として頂戴する所得税、源泉所得税を引き去りをします。この所得税については、今、委員おっしゃられました歳入歳出外といたしまして、会計管理室のほうへ集約をいたします。この後、一括して税務署へ納めてまいりますということで、歳入歳出予算には計上されないというところでございます。

それから、2点目の、今回なぜ補正予算に計上するのかという点につきましては、源泉徴収という義務は、市のほうに徴収義務がございまして、したがって、予算計上いたしましてお認めいただいた後、税務署に支払うとすると、そのことによりまして、ご本人様から徴収をするという権利が生じてまいります。その後にご本人さんをお願いをいたしまして頂戴をするということで、今回、補正予算として計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

そこで、ちょっとわからんやけど、平成26年11月定例月議会の11月補正予算参考資料の10ページなんだわね。10ページに図で示して、正しい流れというのには、個人事業主から所得税を源泉徴収する。源泉所得税を納付する。これはもう普段は会計にあらわれていない。決算、歳入歳出にあらわれていないんやわな。そうすると、今回も個人事業主から徴収して、源泉徴収漏れを市から税務署に払うという図式になって、ふえるのは不納付加算税と延滞税は、これは一般会計から払わんならんでしょうがないんやけど、ふだんの考え方は歳入歳出とは関係ないわと言っておるんやけど、ここでは関係あるわと言っているんで、本来なら、当初からこういうやり方をしておるのならいいけど、当初でしてない

のに補正予算でこういうやり方をせなあかんのかというのがようわからん。

○ 松岡保険年金課長

今ご質問いただきました点につきましては、個人様から差額分、不足分を頂戴する、そのことについては、まず、市のほうが税務署へお支払いをするということがないと、ご本人さんに請求する権利が発生してこないということがございますので、今回、補正予算に計上した上で、順次、進めさせていただきたいというふうなところでございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

源泉徴収で、普段も本人から徴収しておるんやに。してないと思っておるのが間違えておらへん。報酬を支払ったら、支払うと同時に源泉徴収で天引きしておるんやから、そうでしょう、一緒のことやないですか。本人から源泉徴収して、税務署に払っておるんやから、この320円という金、何ら一緒の話でしょう。ちゃんともらっておったら、決算書には出てこうへんし、予算書にも出てこん。だから、当初予算であらわさんのに補正予算で何であらわすんやという、科目がないわけやんな。決算書のつくり方とか、それが違うのか、この行為自体、批判しておるわけじゃないんやで。間違えたんやで、間違いを直すのはいいんやけど、そこの会計のあらわし方がちょっとようわからん。普段は歳入歳出とは関係ないですよとって、そういう行為がな。ここでは歳入歳出関係ありますよという部分が、両方とも一緒に足並みがそろっておるのならいいんやけど、わかりにくい。

○ 松岡保険年金課長

確かに、委員ご指摘のところもございますけれども、この320円、対象となった方々が、その後も委員報酬なりで支払いをすることがあれば、その中で予算計上せずに源泉所得税の調整をすることができるのでございますけれども、今回、そういったことがない場合がございますので、一括をして予算計上した上で進めさせていただくというところでございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

だから、源泉徴収するということは仕事でしょう。仕事と違うんか。この間、倭財政経営部長としゃべっておったら、いや、委託料とか報酬を支払うまでが仕事で、それからは違うんですわみたいなことを言ったが、違うんやったら、こんなん、補正予算を認めやんよと言ったんやけど、これも仕事でいくと、金の流れって、ちゃんと見えるようにしておかんとあかんのと違うかな。だから、一旦100万円例えば払ったとして、10万円天引きするわけやけど、本当は100万円払って、10万円返してもらって、徴収しておるという行為があらなあかんのやけど、もう100万円出したわとっておって、あとは会計外で10万円という別のところへ入れるわけやわな、通帳へ。そこで隠しておるのやで、今回も何もそのまましたらええのになと思うんやけど、ただ、延滞税と不納付加算税は市の責任で払わんならん分やで、これは一般会計から出していかなしやろうと思うんやけど、そこが今までは隠れておって、失敗したときだけぼんと出てくるというのはようわからん。

○ 松岡保険年金課長

源泉所得税につきましては、市のほうが徴収義務があるということで、国民健康保険の場合では、本来、1090円頂戴しなければならないところを1070円しか頂戴をしておらなかったということで、20円16人分について順次いただいた後、税務署のほうへ納付をするというところでございます。

今のご指摘の延滞税、不納付加算税につきましては、国民健康保険特別会計の中では発生してございませんので、ちょっと私のほうからお答えできかねるので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○ 小川政人委員

だから、延滞税も何もないんやから、ただの徴収と支払いだけやろう。それは今まで会計外でやってきたんやわな。ここでは何で会計外と違って出してくるんやと思っておるんやけど。

○ 松岡保険年金課長

申しわけありません。お支払いをいただく方に、今の場合、国民健康保険特別会計のほうへ20円お支払いをしてくださいということを言うために、まず予算で計上して、税務署

のほうへ支払いをする、それが必要だから、今回、補正予算として計上させてもらっているというものでございます。

○ 小川政人委員

それも一緒のことと違うんですか。報酬を支払ったときに、税分を払ってくださいというのと何ら行為は変わらないと思うんですけど。あなたは忘れていましたので返してくださいというだけの話で、一旦は手数料なり報酬なりを払ってからもらうという、徴収するわけでしょう。それとも、同時に給料と源泉徴収という科目に分けるんやったら、それはそれで許されると思うんやわな。90万円と10万円とって、10万円分が源泉徴収で90万円があなたの手取り分ですよというんやったら、一つの会計行為でできるんやけど、ここのやり方は違うでしょう。一旦、給料、報酬として、例えば金額は違うとしても、100万円なら100万円払ったと。100万円払いますから、10万円は税務署へ納める分ですから、10万円下さいとってもらうんやわな。そうすると、これは一緒の行為やないですか。相手からとって、税務署に払うんやで。それで、それが今まで会計外やったというのに、ここで突然降って湧いたように、今度は会計外のことでも予算書に載せてくるというのが、もともとが載せてないやつをここで何で予算書に載せてくるんやという。もうこれ、松岡課長としやべっておってもあかんで、まあええわ。

○ 中川雅晶委員長

次のステージということですね。

○ 小川政人委員

できたら、全部でやりたいで、全体会でお願いしたいなと思う。

○ 中川雅晶委員長

全体会に上げるというご提案がありました。

ほか、ご質疑ございますか。ありませんか。

○ 豊田政典委員

これ、そうだと思うんですけども、議案第54号の共同収納コールセンターの話ですけ

ど、最初の予算常任委員会資料6ページ、健康福祉部のページを見ながら、試行結果を見ると、通話できた方の50%から60%が収納されているということで、効果は高いのかなというのはわかったんですけど、まず、記憶が曖昧なので教えてほしいんですが、コールセンターに委託して、電話をかけるべき対象者というのは何人ぐらいいるんですか。

○ 松岡保険年金課長

コールセンターの対象者でございますが、いわゆる納付忘れという方ございまして、今まで滞納がない方、累積でない方をターゲットにしていくというところで、大体約100件ぐらいということで見込んでおります。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

100件。それ、もうちょっと対象者の条件というか、こういう方やというのを教えてください。

○ 松岡保険年金課長

単期分の納付忘れということを対象にしてございますので、単期分をお忘れであるとして、毎回大体8000通ぐらい督促状を出すところでございます。この中から、先ほど申し上げました累積滞納の方であるとか、現年で滞納しておる方、あるいは一方で、分割納付を既にお約束いただいている方等々を除きますと、大体100件ぐらいになるというところでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

それは、とりあえず滞納していて全く連絡がつかないとかという方を除いていくと100人ぐらいしかいないということ。何らかの形でほかは連絡がついている、そんな理解でいいですか。

○ 松岡保険年金課長

それ以外の方が連絡がついているということは、必ずしもそうではなくて、電話をする

んだけど、出でいただけない、あるいは文書を送るんだけど、何ら相談も反応もないという方もやっぱりいらっしゃいます。

○ 豊田政典委員

だから、何が言いたいかというと、その100件というのはまだわかっていないですけど、これだけ効果があるもので補正したいということであれば、その対象を広げるとか、予算をもっと増額するとか、今後の考え方について聞きたいなと思っているんです。

○ 松岡保険年金課長

ご指摘ありがとうございます。

現在、単期分でございますので、この単期分の扱いを2期分、あるいは3期分というふうに期別の数をふやすようなことは、委託相手方に今現在交渉中でございますので、可能であれば、その辺の部分についても広げていきたいなということは考えてございます。ただ、今年度途中はそれがなかなか実現が難しいので、その先でということ考えてと思います。

それと、もう一点、現在、単期分でございますけれども、額的には20万円、30万円というような収納額ですが、この方々が早い段階からこういったアプローチで催促することによって納付につながるということは、累積滞納になっていくことを防ぐことも考えられるんだということで、コールセンターについては今後も続けていくことは大切なことであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

豊田委員、よろしいですか。

○ 豊田政典委員

大体わかりましたが、電話している方についても、今までのやり方で文書で催告したり通知したりはしていると思うんですよ。それでも払わなかったけど、電話したら払ってくれた6割、5割というのに、特別な技があるんですか、これ、コールセンターには。というのと、参考のために、この事業単独で、当初予算が幾らで、補正後予算が幾らになるか

教えてください。

○ 松岡保険年金課長

当初予算は7万円でございます。今回増額をお願いしてございますのが12万5000円です。
以上でございます。

○ 豊田政典委員

最初の質問。効果があるのは評価するんですけど、なぜそこまで効果があるのかなというのを知りたいだけです。

○ 中川雅晶委員長

コールセンターの効果ということね。

○ 松岡保険年金課長

失礼しました。

効果については、コールセンターでこの費用でやっていただけること、これについては、時間帯を変えたり、電話する曜日を変えたり、あるいは土曜日、日曜日に電話していただくこと、これがこのような結果につながったんだというふうに思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

まあいいや。

○ 中川雅晶委員長

いいですか。

ほか、ご質疑ありますか。

○ 豊田政典委員

小川委員の話なんですけど、議案質疑でされたように、予算案については反対するものでないけれども、チェックできるようなシステムを各所管委員会で研究してほしいと言わ

れましたね。小川委員にしゃべっているんですけど、だから、予算書であつたり決算書の費目のつくり方とか、その辺のところを、せっかくここの分科会でやっているんですから、案をつくるとかしてから全体会へ上げたらどうかなと思ったんですけど。

○ 小川政人委員

還付加算金もそうだけれども、二つの年度で法令違反ということがわかってきたんやわな。片一方は所得税法違反で片一方は地方税法の還付加算金の賦課誤りかどうか、そういうところの、人間やで間違ふのは当たり前で、誰でも間違いはあるんやで、それはあかんと思っていないんやけど、役所全体としては間違えたらあかんことなんやわな。みんな市民は役所のすることやで間違いないわと思っておる、僕は思っていないけれども、思っておる人が大方やで、そこでいくと、1人の人ではあかんで、複数の人がチェックをしてもらつてというシステムがあつて、それから、まだ監査委員もあるわけやし、議会もそうなんやろうけれども、チェックしやなあかんのやけど、そう事細かく一々法律、条例に従つてこの支出はどうつてしておつたら、もう決算議会は1年かかつてもせんならんぐらいになるし、そこは難しいので、そこのチェック体制、いつも言っていますやんか。法令遵守と言っておるのに、法令遵守じゃなかったのがぼんぼんと出てきて、そこら辺のチェックをどうするのかなという。

慣れで来ておるでしょう、これ。還付加算金の問題もずっと慣れで、過去にこうしてきたからというので、あんまり一々法律をもう一回読み取り直すということはやらなかった。今回は、これはもっと単純なミスやと思うんやわ。法人と個人との区別がつかなかったつて、そなん、あり得へんのや。我々、仕事をしておる相手先が法人であるか個人であるか確認もしてなくて、金を支払うとか仕事を頼むというのは本当にあり得やんと思つておるんやけど、そこが慣れで、難しい名前は何々商店と書いて個人名があつても、いや、これ、法人やつて勘違いしただけの話やな。普通なら有限会社とか株式会社とか合資会社とか法人名が出てくるわけやから、それを単純に間違えておつたというのは、やっぱり何人かの目でチェックしやんとあかんのかなと思つておるんや。担当の人と係長、課長がチェックしていくんやろうと思うんやけど、そこの見落としがあつたということは。2回目やでな、ことしになってそれが。別の科目であつてもな。そこはチェックが足らんのと違ふ。

間違えてから、また頑張るでな。間違えていませんでしたとか、わけわからんことを言

い出して、それも呼んで面と向かって2人で話をするとうわかるんやけれども、全体の答えになると、また違うことを言うし、そこを直さなあかんと思う、組織として。個人が違うと思ったら、組織でも違うんやで、それはきちっと言わなあかんと思うんやけど、そういう点はもう組織全体でだまし切っていこうとかというところがあるので、そこを直さなあかん。

○ 豊田政典委員

この源泉徴収漏れの補正については、小川委員が言われるとおりになんですけれども、改めて源泉徴収すべき種類、種類分けして、まずチェックしますよね、整理する、洗い出す。それでチェックシートのようなものをつくって、各関係課に配付し、システムまで要るのかどうかわかりませんが、そのことを促す必要があると思うんです。議論としてはそこまでかなと思うんです。だから、全体会に上げるのは必要だと思います。各課にわたっているんで、僕は必要だと思うけれども、議会から言うべきことは、チェックシートであったりチェック体制、意識改革も入れるんですか。そんなようなことに尽きるのかなという感想ですね。

○ 野呂泰治委員

源泉徴収、いわゆる我々も民間もそうなんだけど、所得があつたら、1円たりともやっぱり納税の義務があるわけですね。だから、小川委員が言われるように、豊田委員も言われたけど、全庁的に、例えば担当各部局ごとに税務知識というか、その部局で最終的に恐らく歳出の場合には、課長、あるいはリーダーとか部長とか、いろいろ決裁が回っていくと思うんだけど、そのときにやっぱり所得税法とか法人税、いろんなもらうほうばかりじゃなくて、自分たちも払っておって、税法上の知識をみんなが共有しないと、財政経営課とか、市民税課とかだけじゃなしに、やっぱりそれが一番僕は大事だと思いますよ。だから、みんな、ただ、担当者が、一つの会社でいえば、総務課とか、給料を支払うところの担当者がそういう税務知識を持っているので、きちっとそういう納税のところはできますけど、皆さん方、こういう手当みたいな形になっていくとややわからないから、やっぱりそれはみんなが少しずつ勉強していくように、覚えるように全庁的にそういうことは僕は大事だと思いますね、これは。そう思います。

○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑はございませんか。ないですね。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ただいま小川委員、それから豊田委員から、全体会へ上げてはどうかというご提案がありましたので、まず、全体会に送ることについて、皆さんにお諮りをさせていただきたいと思います。

それでは、挙手でお諮りをいたしますので、よろしくお願いたします。

議案第54号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）のうち、源泉徴収漏れの部分について、全体会に審査を送ることについて、賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

賛成多数。全体会へ送ることとさせていただきますが、ただし、分科会において、原則として採決を行う必要があります。ただし、分科会の総意で採決をしないと決した場合は、採決をしないで全体会へ送ることも可能であるという申し合わせの規定があります。

そこで、ご確認をいたしますが、本件について、原則に従い採決を行うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、採決をさせていただきます。

議案第54号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（関係部分）について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認め、議案第54号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（関係部分）については、原案のとおり可決とし、各部局横断として源泉徴収漏れについて議論をするということで全体会に上げることを報告させていただきます。

[以上の経過により、議案第54号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

続きまして、議案第58号平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

議案第58号 平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）（関係部分）

○ 中川雅晶委員長

質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、採決に入りたいと思います。

全体会に送るということは、なしでいいですかね。

(なし)

続いて、討論はございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、討論はありませんね。討論なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第58号平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）（関係部分）について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。よって、議案第58号平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）（関係部分）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第58号 平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で、ちょうど昼になってきまして、補正予算はこれで終わりましたので、午後からは付託された一般議案について審査に入りたいと思います。

それでは、再開は1時として、昼休みとさせていただきます。よろしく願いいたします。

12:01 休憩

13:01 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続いて会議を再開させていただきますが、冒頭、午前中、国民健康保険特別会計の補正予算について、全体会に上げるということは了承されましたけれども、その内容についてですが、源泉徴収漏れの納付に関する、要は国民健康保険の源泉徴収漏れに関して全体会で審査をするということの……。

○ 小川政人委員

源泉徴収漏れと会計のあらわし方がどうなっているのかなど。

○ 中川雅晶委員長

源泉徴収漏れの会計のあらわし方ということですね。

○ 小川政人委員

源泉徴収のな。

○ 中川雅晶委員長

その源泉徴収にかかわることについて審査をするということで全体会へ上げるということだけ、意志統一はされていたと思うんですけど、再度念押しをさせていただきますので、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、付託議案についての審査に入りたいと思います。

議案第67号 三重北勢健康増進センター条例の一部改正について

○ 中川雅晶委員長

それでは、議案第67号三重北勢健康増進センター条例の一部改正について、質疑から入らせていただきたいと思いますと思うんですが、理事者において改めて説明が必要な場合は冒頭で説明いただきますが、ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、委員の皆さんからの質疑を承ります。

特段ございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑がないようですので、打ち切りとさせていただきます。

それでは、討論はございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決に移らせていただきます。

議案第67号三重北勢健康増進センター条例の一部改正について、原案のとおり可決することに異議はございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認め、議案第67号三重北勢健康増進センター条例の一部改正については可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第67号 三重北勢健康増進センター条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

続きまして、議案68号四日市市国民健康保険条例の一部改正について審査を行ってまいります。

議案第68号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

○ 中川雅晶委員長

質疑から始めたいと思いますが、理事者において追加で説明はございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、委員の皆さんの質疑を承ります。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なしとの声が上がっておりますが、ありませんか。

質疑もないようですので、これをもって質疑の終結をさせていただきます。

討論はございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決に移らせていただきます。

議案第68号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認め、議案第68号四日市市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第68号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で健康福祉部の審査は終了させていただきます。理事者の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、委員の皆さん、しばらくそのままお待ちいただけますでしょうか。

冒頭、議案に関するところですけど、11月定例会議会における議案に対する意見募集に付された意見で、教育民生常任委員会については、四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について意見をいただいていますので、確認いただきたいのと、それから、追加でもう一件意見が寄せられましたので、それを追加で資料をお渡しさせていただきますので、それも含めて審査の中で参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

ちょっとせつかくの時間なので、理事者が来るまで、委員の皆さんに、四日市私立幼稚園協会との意見交換についてなんですが、先般も皆さんの日程のご都合を個別にお伺いさせていただいて、12月24日木曜日の午前10時から意見交換会を開催させていただきます。主な内容は、施設型給付に移行する幼稚園における利用料について、公立幼稚園の統廃合について、ゼロ歳から2歳児の受け皿確保に向けた考え方について、私立幼稚園の助成の要望について等々を重点的に意見交換をしたいということで申し出があったことを報告させていただきます。

当日の出席者は4名というふうにお伺いをさせていただいております。

それから、意見交換の場所は、この第2委員会室を使わせていただきますので、お願いいたします。

インターネットの中継に関しては、皆さん、どうでしょうかね。私は基本的には中継しないでいいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

あと、公開、非公開であります、これは公開をするということでもよろしいでしょうかね。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

他の議員さんも傍聴いただけるように、別の委員会の皆さんにも周知徹底させていただきますので、傍聴が来られたら、傍聴者も意見をすることが、委員長が認めたらできるということです、場合によってはそうさせていただきますので、ご協力ほう、よろしくお願いをいたします。

理事者の出席は、最低限の理事者の出席ということをお願いをしているんですが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

では、24日はそういう形でさせていただきます。

なお、当日の先方のご出席の予定をされているのは、暁幼稚園の松永園長さん、協会の会長さんです。理事のエンゼル幼稚園の山川様、それから富田文化幼稚園、羽津文化幼稚園の中村様、同じく理事の津田幼稚園の津田様、この4名が出席されるというふうに予定をしておられるそうですので、ご報告させていただきます。

当日は12月24日木曜日10時に集合いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それから……。

(「大体2時間」と呼ぶ者あり)

○ 中川雅晶委員長

そうですね。最大という言い方をするとまたあれなんですけど、2時間程度をめぐりに。おそろいでしょうか。

それでは、ここからこども未来部の審査に入ります。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費（関係部分）

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

○ 中川雅晶委員長

初めに、部長から一言どうぞ。

○ 市川こども未来部長

こども未来部でございます。

この前の議案聴取会の際に請求をいただきました資料等そろえさせていただきましたので、そちらの説明から入っていかせていただきたいと思います。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それと、あと、協議会1件予定をしております。これについては、また委員長のほうの進行にお任せいたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会として補正予算の審査を行います。

まず最初に、さきの議案聴取会で委員から請求のあった資料について説明を求めます。

○ 山路こども保健福祉課長

こども保健福祉課長の山路でございます。

先日の議案聴取会におきまして資料請求いただきました放課後等デイサービス事業と児童手当についてご説明をさせていただきます。

本日、ご用意させていただきました教育民生常任委員会関係資料の中のインデックス番

号1番、予算常任委員会教育民生分科会資料をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

放課後等デイサービス事業でございます。この資料は、平成24年度の事業開始からの利用状況等につきましたの資料でございます。

まず1番ですが、年度別、事業所、利用者等の状況でございます。

この事業は、障害者自立支援法に基づいて実施していたそれまでの児童デイサービス事業を見直しまして、平成24年4月から児童福祉法に位置づけられた放課後等デイサービス事業として実施している事業でございます。

平成24年度につきましたは、事業開始間もないことから、県が指定する事業所と市が指定する通所介護事業所の空きスペースを利用した基準該当事業所、これを合わせまして17カ所の利用がございました。平成25年度にはそれが27カ所、平成26年度には35カ所の見込みとなっています。延べ利用者につきましたは、平成24年度の445人が平成26年度の見込みとしては3010人、延べ利用日数につきましたは、平成24年度が1100日、これが平成26年度の見込みとしては2万1284日となっております。延べ利用者数の伸びと比べまして、延べ利用日数の伸びが大きくなっておりますが、これは、事業所数がふえる中、それぞれの児童が必要とする利用日数が確保できるようになっているため、延べ利用者数で割った平均利用日数でございますが、平成24年度が2.5日、これが平成26年度は7.1日となっております。

その次ですが、2番目の放課後等デイサービスの年度別推移、下のグラフでございますが、市内にある県指定の事業所の受け入れ可能日数と延べ利用日数、延べ利用者数、これを月別に数の動きをグラフに示させていただいております。

平成24年度は余り動きがありませんでしたが、平成25年度になり、一番下の折れ線グラフですが、延べ利用者数の伸びと比べまして、一番上、これは事業所の受け入れ可能日数と真ん中が延べ利用者数、こちら上二つが大幅に増加しております。今のところ、受け入れ体制としてはまだ余裕があるということになりますが、今後も事業所の新設が見込まれることから、今後、利用者が増加しても、しばらくの間は必要な利用日数の確保については可能であると考えております。

続きまして、同じ資料の2ページをごらんください。

児童手当でございます。前年、前々年において予算で見込んだ数と実績の差がどうだったかということでお知らせする資料をご用意させていただきました。

平成24年度から今年度までの当初で見込んだ延べ人数と実際の延べ人数を比較しまして、その差を人数とパーセントで示させていただきました。

平成24年度につきましては、4月から子ども手当から児童手当と法改正がされましたが、平成24年6月に支給される、これは平成24年2月から5月の分ですが、そのうちの2月、3月につきましては子ども手当、4月、5月については児童手当となりますので、この表については分けて記載をさせていただいております。

児童手当は、年齢等により支給額が異なっており、また、所得制限を超える所得がある場合は特例給付となり、それぞれ分けて記載させていただいておりますが、各年度の合計を見ますと、平成24年度の当初の見込みの延べ児童数は54万1220人のところ、実際は52万841人、その差は2万379人で3.77%実績の数が少ない、こういう結果となっております。

平成25年度については、当初見込みの延べ児童数は52万2084人のところが、実際は51万4023人、その差につきましては8061人、1.54%実績の数が少なくなっており、平成24年度、平成25年度ともに減額補正をお願いしたところでございます。

平成26年度につきましては、当初見込みの延べ児童数は50万3004人のところ、実績は50万6309人、その差は3305人、0.66%実績数が多くなることから、今回、増額補正をお願いするものです。

説明は以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

先般の議案聴取会での追加資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）について、審査に入りたいと思います。

本件は、さきの議案聴取会で既に説明を受けておりますので、質疑から始めたいと思います。

なお、理事者の方から追加で説明等がございましたらここでお願いしたいんですが、ございますか。

（なし）

○ 中川雅晶委員長

ありませんね。

それでは、委員の皆さんの質疑を受けます。お願いいたします。

ありませんか。

○ 樋口博己委員

追加資料で放課後等デイサービス事業の資料請求をさせていただいてまして、ありがとうございます。

2の下のほうの放課後等デイサービス年度別推移ということで、折れ線グラフで非常に需要が多くなってきているというのをしっかりと確認させていただきました。

これは、今後の見込みなんですけれども、受給者証交付者数というのは、数字としては現状の数字はわかると思うんです。今後の対象者が増加するかと思うんですけれども、この増加傾向と、あと、それに対しての施設の新たな設置、この辺の今後の見込みの関係はどうでしょうか、まず、この点をお伺いしたいと思います。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

服部です。よろしくお願いいたします。

今後、対象者となる児童は、まだこの先若干ですが、ふえてまいります。それに伴って、今年度中にも市内にもう一軒事業所が設置されると。それから、市外ですが、桑名市近辺にもう一軒設置される。それと、来年度に向けても、来年度新規で市内の事業所が、今、事業所を開設しているところなんですけれども、もう一カ所違う場所ですということ、あと3カ所はふえてまいりますので、今後、この二、三年はその中でいけるかと思っております。

○ 樋口博己委員

そうすると、ニーズはたくさんあったが受け入れが少なかったのが、ようやく追いついてきたという認識でよろしいんですか。この3年間はそういう状態で維持できるということではないんでしょうか。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

そのように認識しております。今、市内で10カ所で、定員が10人と定員が20名のところがありますので、1日最大120人の受け入れができるかと思っております。現在、本年8月実績では、1日の利用者数は80人ほどでございますので、まだその差もございまして、それから、今ここに上げさせていただいています数字は県指定事業所だけでございますので、基準該当事業所での受け入れというのもまたございまして、今後、まだちゃんと受け入れができるかと思っております。

○ 樋口博己委員

わかりました。

今の基準該当事業所と県指定事業所というお話がありましたけれども、この差は具体的にはどういう差があるんですか。県指定事業所と市の指定を受けて実施というところの差をちょっと教えていただけますか。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

県指定事業所については、職員体制、必要な整備、定員等がきちっと県の条例の中で決まっておりますので、それに見合うところが事業所指定をされる。基準該当事業所といえますのは、市内でいいますと、介護のデイサービスをしている事業所が、そのデイサービスの空きの定員のところを利用してまいりますので、市が指定をするものでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、利用者が受けるサービスの差が若干あるのかどうなのかが一つと、あと、マッチングですかね。利用者としてはあそこの事業所に行きたいんだけど、あそこはいっぱいなのでこっちを利用せざるを得ないというような、数としては満たされつつあるんでしょうけれども、そういうマッチングの課題というのはあるのかなと思いますが、ちょっとその辺で具体的な例がありましたら、教えていただきたいんですが。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

最初のご質問の差ということですね。

○ 樋口博己委員

サービスの差。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

サービスの差ですね。サービスの差につきましては、県指定事業所については、主に療育を基礎としておりますが、基準該当事業所では、高齢者のデイサービスをしておりますので、療育というよりは、その場所でゆったりと触れ合っていただくというか、そういうものを希望していると思います。

それと、基準該当事業所では入浴の施設を持っておりますので、例えば、きらら学園のお子様たちが、体が大きくなってきて自宅のお風呂でも入れないという部分で、放課後等デイサービスに行っている中でお風呂に入る。高齢者の人がデイサービスへ来て入浴をするのと同じような形で使っているかと思っております。

県指定事業所の中にも、きらら学園の身体障害者の方に主に利用していただいている事業所と、それから、知的障害者、自閉症の方をうまくやっていただける事業所と、それぞれ使い分けができるかと思っております。

その中で、以前ですと、この事業所に行きたいが行けないというのを聞いておりましたけれども、今年度に入ってから、事業所がたくさん選べるようになったことで、ほぼそのようなことはないかと思っております。

○ 樋口博己委員

わかりました。県指定と市指定と違いがあるけれども、それぞれの利用者の特性によって利用しているということですね。後半でもマッチングの課題は解消されつつあるということで、わかりました。

あと、下の表の延べ利用者数で10月だけ下がっているのは、これはどんな理由があるんですか。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

9月というところは、8月にサービス提供してもらったのが9月に請求されてまいりますので、その後、9月に入って、夏休みを過ぎて利用が少なくなったということで、10月が下がっております。

済みません、申しわけありません。請求月が1カ月ずれていますので、9月というところは8月請求月でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。平成25年も9月が上がるというのは、夏休みの請求がここに回るから上がるという、わかりました。

以前から課題として、長期休みになると放課後等デイサービスが利用できないという課題があったかと思うんですが、これはきちっと施設がふえてきて解消されてきたということと理解いたしました。

施設の特性によってマッチングの課題も解消されてきたというお話だったと思うんですが、高年齢者のデイサービスの施設に子供たちが行くことの、いい意味で世代間というものもあるのかもわかりませんが、やっぱり若い子供たち同士で触れ合いたいというふうな、そういうニーズもあると思うんですよね。そういったきめ細やかなニーズにも今後も対応できるような施設整備になるのかなあとは考えておりますけれども、そういった、しっかりとした、子供たちが生き生きと施設で過ごせるような、そんなようなマッチングにも丁寧に対応いただきたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

他にご質疑ございますか。

○ 豊田政典委員

私は数字の質問なんですけど、一つは、今の放課後等デイサービス事業の参考資料24ページを見ています。この下の表の扶助費というところは、これは延べ利用日数に基づいて計算するものなんでしょうか。計算方法の質問です。

○ 中川雅晶委員長

参考資料、わかりますか。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

はい。

○ 中川雅晶委員長

豊田委員、もともとあった11月補正予算参考資料のほうの24ページですよ。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

扶助費の金額につきましては、延べ利用日数がございしますが、その1日当たり1人が7000円ですので、それを掛けていただいたものというふうに、扶助費として支払いを事業所にさせていただくものでございます。

○ 豊田政典委員

それで、上の利用状況の延べ利用日数を見てみると、当初と実績と比べて、計算の仕方がわからないので聞いているだけなんですけど、1.6倍ぐらいに上がっていますよね。ところが、金額のほう、扶助費のほうは1.9倍ぐらい上がっているんですけど、これはどういう計算なのかなというのが聞きたかったんです。当初と今回の補正後の……。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

県指定事業所がふえてきたことで、県指定のところはほとんどの事業所が送迎をしております。それで、平成25年度までは基準該当事業所でほとんどのところが送迎がなかったものですから、単価そのものも上がったりとかしておりますので、その差がこのようになってきたかと。県指定事業所のほうが若干高いんです。その分が金額としてはたくさん、日数とは正比例をしていないという状況になっておりますが。

○ 豊田政典委員

それは、県指定事業所か基準該当事業所かできめ細かく見込みをつくってもらって、それで、単価が違うのでこういうふうになってきたという理解でいいですか。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

そうでございます。

○ 豊田政典委員

別の事業なんですけど、いいですか。

○ 中川雅晶委員長

はい、どうぞ。

○ 豊田政典委員

同じような質問になっちゃうんですけど、30ページのおたふく風邪ワクチン接種助成事業のほうですけど、これも似たようなことを聞きますが、今の資料の30ページね。助成件数を見ると、当初見込み①と実績見込み②、これは1.9倍になっているんですけど、今度は金額のほうは1.6倍になっているんですが、これの計算の方法を教えてください。これも比例していないのはなぜかという質問です。

○ 山路こども保健福祉課長

1件当たり3000円の助成を行っておりまして、件数の差が2140件の差ということで、これに3000円を掛けたものが今回の差額642万円になっております。

○ 豊田政典委員

そうすると、確かに差し引きのところは掛ける3000円ということですけど、その左の2列。これは掛ける3000円になっていない。当初見込み①と実績見込み②ですね。

○ 中川雅晶委員長

当初見込みが掛ける3000円になっていないということ。

○ 豊田政典委員

②も。

○ 中川雅晶委員長

②の実績見込み。

○ 山路こども保健福祉課長

この事業につきましては、当初は水ぼうそうとおたふく風邪、2本の補助の予算をつけていただいております。当初予算の中には水ぼうそうも入っております。ですので、差額については、今回増加したおたふく風邪について件数が伸びたということの2140件分を差額として補正をお願いしている状況でございます。

○ 豊田政典委員

おたふく風邪だけがふえると。そういうこと。

○ 中川雅晶委員長

そういう説明ですね。おたふく風邪だけ……。

○ 山路こども保健福祉課長

水ぼうそうにつきましては、前回の定例月議会のほうで減額補正させていただきまして、今回についてはおたふく風邪のみについての補正ということで、その増加件数に金額を掛けた642万円という計算になっております。

○ 豊田政典委員

わかりました。

○ 石川勝彦委員

臨時職員賃金と、それから放課後等デイサービス事業と、今、豊田委員の対象にされたおたふく風邪ワクチン接種助成事業、この三つについてですが、保育所等の臨時職員賃金、確かに低年齢児童がふえてきたということでわかるんですが、補正予算額が約1億円に近いですね。これ、最初の予算を編成する時点でこの予測は立たなかったのかということ、これは同じことが、放課後等デイサービスについても、障害のある児童、こんなものはわかっていますよね。放課後等の居場所を提供するというので、これも約8700万円の補正額が出ておる。それから、今のおたふく風邪にしても、50%以上の予算が補正予算として組まれておりますよね。この辺の三つともに、担当課が違うかもしれませんが、こども未来部として、こういう予算の編成の仕方でいかがかなと思うんですが、これは財政

経営部のほうでカットされたのか、それとも見込み違いなのか、どちらですか。それを含めてお尋ねいたします。

○ 中川雅晶委員長

どなたから。順番に。

○ 伊藤保育幼稚園課長

保育幼稚園課長、伊藤でございます。

臨時職員の賃金についてでございます。年々、これは低年齢児の入所というのが非常に多くなってきておるとい状況がございます。特に当初予算を積算させていただいておる時期がちょうど今ごろの時期で、来年度の見込みを立てている状況でございます。今年度の職員配置の状況でもって来年度を想定させていただくんですけれども、それ以上に入所を申し込まれる方が多く、やはり見込みが甘く、こちらのほうの資料にもありますように、当初は215名の体制でいけるのではないかという判断をしておったところが、4月時点でもう既に20名上回る職員体制で保育をせざるを得なかったということで、見込みが甘く、今回、補正をお願いさせていただく状況になっております。

○ 服部こども保健福祉課発達総合支援室長

私どもも、先ほどの追加資料で出させていただきましたように、昨年12月の時点での伸びは見たんですけれども、それ以上に伸びがあって、見込みができませんでした。なので、今回、補正をさせていただいたということでございます。

○ 山路こども保健福祉課長

おたふく風邪の予防接種につきましてですが、当初見込みました数字といたしますのが、他市で同じように補助を実施している市町の状況を調査いたしまして、導入当初の接種率というのを参考に予算のほうをお認めいただいたわけなんです、実際、補助を開始した段階で、お母さん方が医療機関で受診された際に、おたふく風邪の予防接種について、小児科医の先生の方から打ったほうがいいよというようなアドバイスとか、あと、1歳半健診とかで、こちら補助制度ができて打っていただいたほうがいいよということで、PR等をさせていただいた結果かなというふうに思っております。ですので、当初は他市の状

況を見ながら予算を要求したんですが、実際は、いろんなPR効果も含めて実績が、例えば1歳児ですと2313人の見込みということなんですが、1歳児の人口が2700人ぐらいですので、80%ぐらいが接種予定ということで、当初はここまでの見込みをちょっとできなかったというのが実際なんですけれども、そういったことで差が生じてしまいました。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

それぞれ差が生じたということですが、前年度を参考にしたり他市を参考にしたりというようなことは、今までずっと長年の積み重ねの中で来ておるわけですから、昨年のこと、その前のことの中でシミュレーションしたらわかると思うんですよね。

それと、おたふく風邪ワクチンなんか、今、子供さんが少なくなってきた。非常に大事な存在になってきたわけですから、当然、保健所のほうから、おたふく風邪ワクチン等についてのご案内もあろうと思うんですよね。だから、その辺が、他部局との連携が不十分のためにこういうことになってくるんですよね。予算を編成して、後で増額補正しておけばいいという、そんな安易な考え方で取り組むというのはやはり慎んでいただかないかんと思うんですよね。楽ですよ、こういうやり方をするのは。

前年度を参考にしてみ込みが甘かった、年々低年齢化しておるとか、そういうことは今さらということだと思いませんか。そんなことがわからんようなこども未来部の皆さんではないように思いますが、その辺のところから、こういう増額補正のあり方というのは、今後、十分に注意をしていただいて、二度とこういうことのないようにしっかりシミュレーションすることぐらいは、皆さん、頭のいい人ばかり集まっているんだし、連携しなくちゃいかんというのはわかっていると思うんですよね。その辺のところをされずに、井の中の蛙というような意味合いで取り組みされておると、こういう形になります。それは、私たちは認めないというわけではないんですよね。ただ、最初の予算の編成について、どれだけ皆さんご苦労なさっているかという、これが一番大事だと思うんです。その辺の認識がどうも甘いような印象を受けましたので、あえて指摘をさせていただきますが、その点、部長、いかがですか。

○ 市川こども未来部長

各課、年度の予算編成に当たりましては、バックデータもきちんととり、それなりのシ

ミュレーションをさせていただいているとは思いますが。ただ、こういうように増額補正をしなければならないという結果になりましたことについては重く受けとめさせていただきます。

それと、あと、やっぱり予算編成に当たる職員の能力の向上であったりとか、放課後等デイサービスにつきましては、やはり介護の点でデイサービスの事業が始まったころもこういうような状況があり、どんどん事業所のできるスピードが、なかなかこれは市のほうではかりかねるというところがございます、予測が後手に回ったということがございます。こういったところについても、早目早目に県指定のものにつきましては情報をもらって、予測がつくように努力はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○ 石川勝彦委員

部長がそのように言われるなら、今後そういうことのないように、やはり予算編成というのは、プラン・ドゥー・チェックという意味でのドゥーの段階を充実させるために、お金がないから増額補正というような、そういうためである貯金から、あるいは別枠から、あるいは税金の蓄えの中から引き出すという形、これは決して正常な状態ではないですよ。だから、くれぐれもその辺のところ、皆さん、プロの世界におるんですから、どうぞプロ意識を持って、あるいはシミュレーションする能力は十分にお持ちだと思います。そういう部署におられるわけですから、子供は日々成長していくわけですが、ゼロ歳から5歳という、そういう子供の時代、そして、子供の世界、そういう時代が15歳ぐらいまで続くわけですから、それまでのことについては一番よくわかっていただいております。であるというふうに思いますので、くれぐれもそういう点、総意、皆さんの気持ちを一つにさせていただいて切磋琢磨していただくようお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ほか。

○ 野呂泰治委員

学童保育事業と、それから放課後等デイサービス事業ということで少しお願いというこ

となんですけど、両方とも放課後になるわけなんですけれども、学童保育は毎回申し上げていますように、やっぱり子育て支援、そういった意味で待機児童がないようにということで、まだまだもう少し募集の仕方とか、いろんなことをやれば、もっともっこの学童保育事業がふえるというか、人数がふえてくると思いますので、いろんなことで制限というか、いろいろ悩んでみえる方がみえますので、その辺の増額補正も、一番この学童保育が少ないんですけれども、ぜひこの点をまた今後お考えというか、努力してもらいたいということと、それと、障害者の児童に対してのいろんなことなんですけれども、先だっても障害者の方の大会がありまして、大変いろんなことで頑張ってもらっていますので、当初予算の倍近い補正後予算なんだろうけれども、しかし、実際、両方とも、弱い方という言い方は悪いんですけれども、やっぱり一生懸命になってやって頑張ってみえますので、温かい気持ちでもって、今後もっともっと事業所をふやすなり、あるいは支援をしていただくような、そういうこと、福祉の社会ですもので、これから弱い方、本当に厳しい世の中になってくると思いますので、そういった点はしっかりと考えて、予算を行政として、部局として考えて取り組んでもらいたいと、こんなふうに思いますが、その辺のお考えを聞かせてください。

○ 加藤 こども未来部次長兼 こども未来課長

こども未来課、加藤でございます。

まず、学童保育事業についてでございますけれども、こちらにつきましては、23ページに記載のとおり、国の補助金の改定によるものが主な内容でございます。ただ、単純にそれぞれの学童保育所の児童数、こちらの資料には書かせていただいております。トータルでは1465人から1553人、88人しかふえていませんけれども、ランクが一つ変わることで、あるいは下がることでふえたりします。そういった関連したような形で複合的な要素がございます。それに伴っての予算の不足額800万円をお願いするというものでございます。

それぞれ各学童保育所、委員おっしゃいましたように、1人でも多くの子供たちを受け入れたいということの中で、指導員の皆さんの体制も含めてやりくりをしていただいておりますので、市としても、補助金だけではありませんけれども、いろんな方面からもバックアップしていきたいというふうに考えております。

○ 野呂 泰治 委員

学童保育に関して申しますと、いわゆる放課後ですもので、高学年になってくると、あるいは自分の趣味とか、塾とか、いろんな方面へ行かれる方がみえると思います。しかし、学童保育の中の事業所の中身のいわゆるやり方をもう少し、そういった経済的なことでもこれから出てくると思いますので、学童保育事業そのものの中身をもっと濃くして、そして、そういった余り経済的負担のかからない、かかるようなことでなくて、この中である程度カバーできるような、そういったことも少し加味しながらやっていってもらえれば、もっともっと学童保育事業のほうに人数がふえてきて、より充実した地域での子供さんのそういった子育て支援ができると思いますので、その辺、だから、人数とか金額ももう一遍考え直して、本当に子供さんのためを思って、そういうことを考えてこれからも検討してもらいたいと、こんなふうに思いますので、要望です。一言あったらお答えください、お答えを。今後の、国ばかりのやり方じゃなくて、四日市独自の子育てのこと。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

野呂委員おっしゃいましたように、それぞれ学童保育所、地域の特色も生かしながら、皆さんの尽力をいただいた中で推進をしていただいております。そういった中で、来年度の予算に向けましても、現状を十分精査しながら、実態の把握にも努めながら対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

他にご質疑はございませんか。

○ 樋口博己委員

学童保育のことで、市民の皆さんからの意見募集に寄せられた意見ということで、ちょっとこういうくだりがありまして……。

○ 中川雅晶委員長

それは別の議案のほうやないかな。

○ 石川勝彦委員

議案第69号やな。

○ 中川雅晶委員長

そうそう。この一般議案ではないんですけどね。

○ 樋口博己委員

条例なんですけど、内容は学童保育の充実なので、よろしいですか。

○ 中川雅晶委員長

ということなので、その範囲でとどめておいてね。

○ 樋口博己委員

はい。

その中で、希望者全員の児童が入ることができないためという意見がありまして、私も、とある学童保育所に入りたいけれども入れなかったと。学童保育所はやっぱり年度初めにに向けてニーズ調査して、調整しながらやるという話を聞いておるんですけども、現実には、学童保育所によっては、調査して受け入れ人数はたくさんあるけれども、でも、やっぱり現実には枠はこれだけしか受けられないという現状もあるかと思うんです。この辺のところ、指導者の雇用の問題とか、キャパシティの問題とか、あるかと思うんですけども、現状でこういうことに対して来年度に向けてどのような相談なりしてみえるのか、ちょっとその辺もお聞かせいただきたいと思います。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

各学童保育所、ご承知のように、それぞれの施設の中で事業を実施していただいておりますので、指導員の確保というところも大きな問題ではありますけれども、一つにはやっぱりスペースというところの限りがございます。そういった中で、通常ですと、1年生から、今の法律でいきますと、10歳未満ですので、おおむね3年生までということになっておりますけれども、6年生まで受け入れていただいているところがございます。それで、来年度の申し込みを受ける場合に、5年生、6年生の子供たちの推移、例えば塾であったり、今、成長過程に応じて学童保育所を卒園されていくというところもございますので、最終的には、各学童保育所が判断をしていただきながら、来年、まずは新入児を優先的に

受け入れたいという方向の中ではありますけれども、総人数を把握しながら対応していただいておりますのが現状です。

そういった中で、例えば一つの館だけでもおさまらない場合は、第2学童保育所の充実であったり、あるいは、今回のパターンでもございますけれども、40人以上を超えるという場合に二つのクラスに分けて運用をするというようなことも、いろんなパターンも含めて対応が考えられると思います。その部分につきましては、当然、市のほうも相談を受けながら、現状の打開策についても十分研究をして対応していきたいと考えております。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

他にご質疑はございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑もないようですので、質疑を打ち切りをさせていただきます。

これより討論、採決へ移りますが、その前に、全体会へ上げるというか、提案がございましたら。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ありませんね。

それでは、討論ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論もなし。

では、これより採決に入らせていただきます。

議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（異議なし）

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。よって、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 中川雅晶委員長

続きまして、ここからは教育民生常任委員会として、一般議案の審査に入らせていただきます。

議案第69号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○ 中川雅晶委員長

それでは、最初に、さきの議案聴取会で請求のあった資料についての説明を求めます。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

こども未来課、加藤でございます。

きょう用意させていただいております委員会資料、ナンバー2番のところをお願いした

と思います。教育民生常任委員会資料、こども未来部となっておりますのものでございます。

1 ページでございます。

学童保育事業についてということですが、こちらにつきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に関しまして、資料請求をいただいたものでございます。

内容としましては、1番にございますけれども、放課後児童健全育成事業におけるいわゆる放課後児童支援員、新たに来年4月から放課後児童支援員というのがスタートします。この資格につきましては、①から⑨まで、1号から9号までのいずれかに該当する者で、なおかつ、来年4月以降ですけれども、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないというような規定がございます。その中の1番、2番は保育士資格、社会福祉士資格、3番は高等学校卒業者等で2年以上児童福祉事業に従事した者云々と記載がございますけれども、⑨においては、高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者というのがちょっとイメージとしてわかりにくいので、それがわかるようなものということでの請求をいただきました。

2番としまして、類似する事業に従事した者の定義でございます。こちらは、平成26年5月30日付で厚生労働省の育成環境課長通知がございます。そちらに類似する事業ということで例示がされておりますので、引用させていただきました。

そちらにつきましては、遊びを通じて、児童と継続的なかかわりを持った経験のある者という考え方でございます。国の考えとしましては、具体的にいいますと、児童と積極的なかかわりを持つことが大事であると、単なる見守りの経験ということでは、このものには該当しないということ、あるいは、学習支援を目的とする塾等で継続的に児童に対して勉強を教えていたとしても、遊びを通じた児童との継続的なかかわりといった経験がない限り対象とはならないと。それと、継続的というのは、一つの例ということで、あくまでも目安ということでございますけれども、2年以上そういった事業に従事して、総勤務時間が2000時間程度あることというのが一定の目安と考えられるという表現で示されております。

市としましても、今言った、こういったことを受けた上で、1番から8番、いずれにも該当しない場合で、例えば認可外保育所での保育経験があるとか、遊びに関するボランティア団体等、いろんな形での活動経験がある方などを、遊びを通じて児童と継続的なか

わりを持った経験のある者というふうに考えていきたいと思います。個別具体的には、それぞれの皆さんの経験等もおありでございますので、そういったものを総合的に判断して考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。なお、追加資料についての質疑については、この後の各審査においてお願いをいたします。

それでは、議案第69号四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査を行います。

これも議案聴取会で聴取のほうは終わっていますので、質疑から始めたいと思いますが、理事者において改めて説明が必要なものがあればここで受けませんが、ありませんね。

それでは、委員の皆さんの質疑を受けます。

○ 小川政人委員

今、学童保育所でお世話していただいている人たちで、この基準に外れる人っておるんやろうか。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

今、働いてみえる指導員の方で、ことし1月にいろいろ監査でお邪魔したりしたときに確認しておるものでもございますけれども、おおむね7割の方は何かの資格そのものはお持ちです。先ほど小川委員がおっしゃいました、1番から9番までに該当するというところでいきますと、かなりの方が該当はされるというふうに考えております。ただ、高等学校卒業者でない方も中にもおみえになりますし、若干そういった方がございます。あとは、今後、当然、知事の研修をしていくということにおいては、これからスタートをするもので、誰も経験しておりませんので、一般的に1番から9番までの中には含まれていく。特に3番が、高等学校卒業者等で2年以上児童福祉事業に従事した者という表現でいきますと、学童保育所で今既に従事していただいている方は、この③のところでは該当していくケースが多いというふうに考えております。

○ 小川政人委員

3割外れる人がおるといことなんですか。その3割の人はこれからどうなるのかな。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

ちょっと私の3割という表現が曖昧で申しわけございません。例えば、保育士資格であったり、社会福祉士であったり、それから教員の資格、そういった資格を持っているという方でいきますと、3割の方がそこら辺が該当し切れないところがあると。何らかの形で資格を持ってみえるという方のほうが多いというところがございます。ただ、学童保育所の構成の割合でいきますと、それぞれお一人しか持ってみえないケースがあったりということもありますので、そういったことは、今後、十分対応していく必要があるというふうに考えております。

○ 小川政人委員

今この仕事に従事していて、条例ができて、この仕事をやれなくなるという人はおらへんわけですか。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

条例を施行する中で、一つの支援の単位でいきますと、2名以上のそういった放課後児童支援員が必要ということにはなるんですけども、必須は1名になってまいります。その他の方はいわゆる補助員ということになりますので、例えば1番から9番の中で該当しない方についても、補助員という形での存続は可能になってまいりますので、そういった面で十分、経験の部分を含めて継続もできるようなことが想定しております。

○ 小川政人委員

ここの、この市民からの意見の中で、運営できないような学童保育所が出てくるということはないということでもいいわけね。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

基本的に、現実的に対応できないというところはないというふうに考えております。

○ 小川政人委員

もう一つ聞いてもええ。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 小川政人委員

何で高校卒でなけりゃ、高校以上でなけりゃいかんのか、ようわからん。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

そのあたりは、ちょっと私もなかなかずばりお答えするところがないんですけども、一つは、高校卒業者等といいますのも、ずばり高校を卒業している場合とか、中高一貫教育で卒業された方であるとか、ちょっとレアケースでありますけれども、飛び級で進級された方も含むということで、かなり表現としては広く国のほうも示しておりますけれども、小川委員おっしゃるように、高校卒業でなければなぜだめなのかというところは、ちょっとこのあたりは、今後の課題というとあれなんですけれども、補助員という形での存続になってしまうところがありますけれども、そのあたりの方の待遇も検討といいますか、そのあり方についても十分研究していきたいというふうに考えております。

○ 小川政人委員

これ、四日市の条例でしょう。国から基準を示されて、それを焼き直しただけ。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

四日市市の条例でございます。

○ 小川政人委員

そうしたら、高校卒って外すことはできやんのかな。そんな高校を出ておらんかったって、子供を育てるのに、ベテランの人やったら、何も高校を卒業しておらんでもええのと違うんかなと思うんやけど、何でかな。

○ 加藤 ともみ 未来部次長兼 ともみ 未来課長

この基準につきましては、国のほうから従うべき基準、あるいは参酌すべき基準と二つあるんですけども、従うべき基準というところになっておりますので、四日市独自の判断ということはできません。

○ 小川 政人 委員

だから、国の基準を焼き直したのかと言ったら、違うと言ったで、独自のと言ったやんか、今。違うなら違うと言わなあかんさ。

○ 加藤 ともみ 未来部次長兼 ともみ 未来課長

申しわけありません。全体の中で経過措置を一部見たところもありますので、そういう独自という表現をさせていただきましたが、この部分については、従うべき基準ということで、国の表現のとおり導入してございます。

○ 諸岡 党 委員

ちょっと興味本位で聞いただけなんですけど、従うべき基準に従わんと、どうなるんですか。

○ 中川 雅晶 委員長

答えられますか。

○ 加藤 ともみ 未来部次長兼 ともみ 未来課長

法で従うべき基準ということでございますので、条例においてもそれを遵守するということになるというところがございますので、何らかの形でこれを守っていないと、例えば補助対象外になるとか、いろんなことがあるかも知れません。これはもう具体的なところまでは示されておられませんので、今後の運用ということになります。

○ 野呂 泰治 委員

かたいこと言わへんけど、学童保育事業になっておるけど、これ、家庭保育になったらどうなるの。いやいや、例え話やに。子供さんを育てるのに、そんな学校へ行っておらな

あかんとか、資格を持っておらなあかんというのは、そもそも考え方が、僕はもう根本から何かこの法律というか、国の考え方そのものが、何でこんなふうに資格社会みたいになって、何でこんなんが出てきたのかなと思って。僕、最初から不思議に思えてしようがないの。子供を育てるのに、何でそんな資格が要るの。学童保育事業、学童ってなっておるか知らんけれども、ちょっとその点だけ、考え方。根本的なこと、ええ、悪いともかく、制度そのもののあり方。もっと言ったら、子供の人権。

○ 中川雅晶委員長

野呂委員、それはちょっと広げ過ぎで……。

○ 野呂泰治委員

広げ過ぎたかね、ごめんなさい。

○ 中川雅晶委員長

子育ては別に学校に関係ないと思いますけど、ここは学童保育事業ですので、それを含めて、誰か答弁いただけますか。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

資格だけが全てではないというところもあろうかと思うんですけども、一つは、当然、学校と家庭との間をつなぐというのがまさに学童保育であるというふうに考えております。生活空間といいましょうか、その部分をつなぐにおいて、それぞれの子供、一人一人の子供の違いもあります。いろんな支援が必要な子供もありますし、そういった専門的な知識も必要ということの延長線でもあろうかと思えます。保育士資格であったり、いろんな資格があれば一番望ましいと、それぞれの指導員の皆さんのノウハウといいますか、それを各学童保育所の指導員全体で連携もしてもらいながら対応していくということの中で、一つの例示といいましょうか、そういったものが求められているということで考えております。

高校卒業の方でも、そういった学童保育でも十分経験があれば対応するということでの3番の事項もございますので、資格だけにこだわるということではなしに、一人一人の指導員の経験、熱意を含めて対応していくということになるというふうに考えております。

○ 野呂泰治委員

余り答えを求めませんわ。とにかく、規則とか、一つの枠の中でどうかこうとかということになると、また必ずいろんな問題というか、もう少し柔軟性を持ったほうが、四日市の条例としていくのであれば僕はいいと思います。意見で申し上げておきます。

○ 石川勝彦委員

意見募集に寄せられた意見ということから、これに関係してお尋ねしたいと思いますが、本市の学童保育事業というのは民設民営であると。当然、運営については補助金というものが中心になってくるわけですが、こういうふうに意見を出された人からすると、恐らく当事者だと思いますが、心配している部分があるんですね。このままでいいのだろうか、このまま学童保育というのは民設民営でやっていくのかということ、そうなってくると、安心ということ、心配をしないようにということになると、補助金のあり方というのを明確にしていけないと継続できないということ、1年生から3年生だったのが6年生までということ、働くお母さんたちがふえてきますと、当然、学童保育というのは、昔と違って、非常に重く受けとめていかなくちゃならない。だから、関係する指導員の方々も、人員の確保とか、あるいは資質の問題とか、ただ遊ばせて宿題させてというだけのことで終わらせちゃいかんわけですね。そういう中から、意見を出していただいている中には、学校で求められる家庭学習などというようなところまで入り込んでいくというと、学校の先生のOBとか、そういった人たちが当然、直接というよりも、援護射撃的な形でかかわっていただければ、学童保育所というのは充実が図れると。しかし、それもずっと継続はできにくいと思いますよね。だから、その辺のところはどうなのかなということですが、まず、その辺のところ、聞かせてください。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

まず、補助金の部分でございますけれども、所管事務調査のところでも、運営費補助金でありましたり、いろんな建設に関しての補助金等、制度はございます。そういった中で、今後、条例のほうでいろんな運営の基準、あるいは設備の基準等は定めさせていただくわけですが、あくまでもこれは一つの最低基準という考え方の中で、今の補助制度が十分というところでの認識でございますので、来年度に向けての補助率でありますとか、

補助限度額でありますとか、そういった支援の仕方については、十分現状を検証する中で、来年度に向けて精査、研究しているところでございます。

あと、当然、指導員の資質向上というところでございます。ハードだけでございませぬので、その研修も、知事の研修という制度もございませぬけれども、市の研修そのものももっと充実をしていく中で、一体となった学童保育の質の向上を図っていくというふうに考えてございます。

○ 石川勝彦委員

今、議会のほうで、補助金ということについて、財政経営部等といろいろと議論をし合っていて、そして、一つの方向性を見出していかなくちゃならないというようなところまでしておるわけですが、学童保育所の問題については、今言いましたように、補助金のあり方について、条例等で幅を持たせていくという中でどうあるべきかという、そうかといって、補助金で縛るといふこともあっちゃいけないわけですね。やっぱり開かれた学童保育所というものを充実させていくというのは、公設民営という形をとるならば、また別になってきますけれども、今の段階では民設民営を継続していくということで徐々に広がってきておるわけですし、内容を充実させようとしておるわけですから、その点をしっかりと取り組んでいただけるかなという心配がございませぬが、補助金にこだわらず、補助金によって運営するといふのは、補助はあくまでも補助ですから、どういうふうに方向づけしていくかという、やっぱり自立するといふか、学童保育所自身がある程度自立して、そして、市のほうからいただく補助金によってもう一つ幅を持たせる、質を高めると、こういう形で持っていくということには、やっぱり行政のいろんな角度からの指導が必要になってこようかなというふうに思うんですね。

これからの時代といふのは、少子化が進み、学童保育所等、あるいはもろもろの世界、子供の世界が充実を図っていかなくちゃならない時代だと思ひますけれども、学校へ行っている子供たちをどう学童保育所で受け入れていくかというところは、常に新たなる問題として取り組んでいただかなくちゃいかんと思ひますけれども、その点についてどうようにお考えですか。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

今、42カ所の学童保育所、それぞれ当然民設民営ということで、地域の民生委員の方で

ありましたり自治会の方、それぞれいろんな形での参画をいただく中で、運営委員会を設置してやっていただいております。42学童保育所、それぞれやっぱり個性といたしましうか、特徴がございます。逆に課題もそれぞれあると思います。そういった中で、一つは、42学童保育所個々での運営も当然大事ですけれども、連絡協議会もございますので、それぞれの課題の情報共有も図りながら、行政も一緒に参画する中で、今まで以上に学童保育所の状況把握にも努めながら対応していくというところでございます。まずは安心していくということになりますと、運営的に、安定的な運用も必要になりますし、ちょっとしたことでも相談できるような仕組み、その情報の連携ということの強化も必要と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 中川雅晶委員長

ちょっと待ってください。ちょうど1時間15分たっているんですが、ほかご質疑ある委員の方、おられますか。おられます。まだ石川委員もあられます。

○ 石川勝彦委員

意見の募集の、これについてまだあります。

○ 中川雅晶委員長

まだありますよね。じゃ、ちょっと10分ほど休憩させていただきますしうかね。

じゃ、ここで10分休憩させていただきます、再開は2時25分とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

14 : 15 休憩

14 : 26 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開させていただきます。

先ほど小川委員のほうから資料の請求がございまして、先ほどの国のほうの省令について資料の請求がありました。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

今さっき休憩中に。今出さなくても結構です。後ほど提出いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 石川勝彦委員

先ほどちょっと2件目をお尋ねしようと思ったんですけども、私もわからん、理事者のほうも、条例をつくった担当者のほうもわからんということで、これは避けます。

メールで送られてきた質問について、前も協議会等でお尋ねしたことがあると思いますが、学童保育所の悩みは、指導員の確保や児童数の増減に運営自体左右される日々やということが書いてありますが、いわゆる定着率の低い指導員、それから指導員の確保や定着にまだまだ悩みがあるということは、恐らくこれは当事者の声だと思うんですね。これについて、いろいろ資格とか、あるいは研修云々というのがありましたけれども、それほど確保が難しいんだろうかなと。それだと、学童保育所もなかなか思うように進められないなど、受け入れるのも無理があるなど、キャパシティの問題というよりも、指導員と児童数、児童の関係も当然絡んでこようかと思いますが、その辺の心配があるから長々とメールを送ってこられたと思うんですが、その点についてどのようにお考えでしょうかというよりも、どのように対応していただいたらいいんでしょうか、お答えください。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

指導員の定着率の関係ということでございますけれども、学童保育事業のそもそもの特質といいましょうか、放課後の児童を預かるということでございますので、8時間フルタイムということはなかなか人数的に限られているということもあろうかと思えます。また4時間であったり、5時間、6時間であったりというような形で、パートのような形の雇用形態が多いということで、十分その仕事だけで生活がしていけるかどうかといいますと、なかなか厳しい部分もあろうかと思えます。そういった中で、新たに指導員になられて、5年、10年続けてみえる方もございますし、いろいろ家庭的な事情もあろうかと思うんですけれども、2年、3年でやめていかれる方もあるということも現実としてございます。

そういった中で、指導員の確保という意味におきましては、市と学童保育所の連絡協議会との共同の中で、広報よっかいち等も含めて募集をさせていただいて、登録制度というところもつくってございます。そういった中で何人か手を挙げていただいた方については、例えば、文化会館の会場を借りまして、そういった各学童保育所がこういった人、指導員を求めていますというような形で、マッチングの場も提供させていただいているところがございます。それでも、保育士も同じようなことでございますけれども、確保についてはなかなか課題が大きいというのがございますので、いろんな形で指導員へのそういった支援も含めて、学童保育所全体で確保できるような体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○ 石川勝彦委員

ちょっとこれ、読みますね。ただでさえ定着率の低い指導員という仕事に対して課せられた課題——（研修）とあります。研修というのはかなりハードなのかな——は、余にも指導員の精神面での負担が大きいように思いますと書いてあるんですね。そんなに研修って重いんですか。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

どの部分を指して研修とおっしゃっているか、ちょっと定かではありませんけれども、当然、学童保育所から離れて、市内で四日市市のほうも、今、年間5回開催するような形にしておりますけれども、県外研修もございますので、そういったところへ出ていかれるというケースについては、職場を離れて出ていくということは若干厳しいところもあろうかと思えます。ただ、いろいろその都度アンケートをしておりますけれども、ちょっと支援の必要な子供たちとの対応の仕方であったり、ほかの県外からの講師もお招きして研修のほうをさせていただいておりますけれども、基本的には、なかなか貴重な経験をできたということでの答えもいただいておりますので、指導員さんの受けとめ方、かなりまたシビアな形で、より一層の充実を図っていきたいという思いが強い方かもわかりません。そういった中で、条件的にといいましょうか、ふだんの学童保育の業務と研修との両立ができるような形での、そういう意味では、指導員の数が若干少ないのかもわかりませんね。やりくりをしていくということも、中で考えていただいているケースがあろうかと思えますので、そういった部分も含めて、学童保育所全体で円滑に進んでいくような流れで支援

のほうも考えていきたいというふうに思っております。

○ 石川勝彦委員

最後に聞きますが、指導員の考え方がばらばらだと。だから、設置形態もばらばらだし、指導員の考え方もばらばらだと。だから、条例等で方向性をもう少し明確にしてあげたら、そんなに気にしなくて、あっ、これでいいんだという認識をしていただけるかなというふうに思うんですよね。反面、背伸びしなくちゃならないし、それに向かって頑張らなくちゃいかんと思いますけれども、我が子のために、人の子のために、しばらくでも役に立ちたいという人たちがやっぱり集まってきていただいて、学童保育所の運営にかかわっていただくんだと思うんですよね。だから、そういう意味で、このお尋ね、意見というのも、どういうふうに受けとめていいのかなと思いつつもお聞きしておりますけれども、一つの方向性というのは、やっぱりしっかりと条例等で方向づけしていただくというのがいいのかなというふうな印象を覚えて、今、読ませていただきましたが、いかがですか。

○ 加藤こども未来部次長兼こども未来課長

条例におきましても、それぞれ学童保育所としての努力義務、市町の努力義務、あるいはそれぞれの職員の研修、資質の向上、そういった部分に努めなければならないということの表現もしてございます。それと、それぞれの学童保育所、あるいは指導員さんが思い悩んでみえる事例等につきましては、先ほども申し上げました、市が主催している研修の中でも、グループ別にそれぞれの課題を意見交換し合うということで、こういったケースについては、ある学童保育所ではこういう対応でうまくいきましたよと、ある学童保育所はこういった対応でちょっと最初うまくいかなかったということで、いろいろ工夫する中で対応できるようになったというような、情報共有を図るような研修も開くようにしております。そういった中で、いろんな形で指導員さんの個性はいろいろあっていいと思います。ただ、考え方としては、当然、子供の目線、子供を中心に対応していくということが大事ですので、その辺の情報共有、あるいはスキルアップについての一層の努力を払っていきたいというふうに考えております。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

報道機関さんが傍聴に入られていますので、報告だけしておきます。

○ 土井数馬委員

学童保育事業なんですけれども、国のほうのあれがあって、今回、条例をつくっていくということになるわけなんですけれども、本当に30年前が4カ所しかなかったのが、第2学童保育所も含めてですけれども、もう今42カ所で、あと残っているのが3小学校区だけだという、量的にはもう十分に充足をしてきている中で、今からやはり中身、環境整備に入っていくところで、これは全くいい機会にこういうのが出てきたんじゃないかと。だから、思い切ってここで、皆さん、きょういろんな意見をいただいておりますので、そんなものも、今回の条例に含むことはできませんけれども、その中に、行間を読むじゃないですけども、そういった考え方を持って臨んでいただきたいなというのが一つです。

それと、先ほど指導員のいろいろお話がありましたけれども、例えば、公立の保育園や学校であれば、保育士の資格、教員の資格があって当たり前で、そんなもの持っていないところへ預ける人はいないわけですね。だから、学童保育所は、どうもそういうふうに見られていない。だから、社会的な信用がまだ少ないんじゃないかというふうに思っております。だから、今回の条例制定を機にして、やはりもう少し環境、特に働く人が誇りを持って安心して働けるような場所にしていく、それと、逆に、こういう資格を設けることで、私は応募がふえるんじゃないかとは思っています。もちろん賃金次第ですよ。賃金が安かったら誰も来ませんし、賃金の割に責任が重いです。普通のパートの時間800円とか900円のものじゃないわけで、同じ900円でも責任の重さが全然違うということですので、その辺は十分に考えていただきたいというふうに考えております。

また、石川委員も言うておりましたけど、開かれたものにしていくのであれば、地域とのかかわりも出てくるということであれば、前々から言うております常勤で園長のような方が朝からいないと、やはり施設としての信頼が僕はないと思うんですよ。だから、あそこの学童保育所に子供たちが集まっておるんじゃないし、学童保育所そのものが信頼がないと、地域には認めてもらえないし、親も安心して預けられないし、周りの保育園や小学校なんか、なかなか対等につき合ってくれないという場面も多々あるわけですので、その辺は十分に考慮をいただきたい。

当初は、指導員の資格は子育てに熱意がある者って、そういう資格だけだったんですけど、それではやっぱりちょっと信頼がないですから、こういうふういきちんとして、ただ

し、さっきのような研修に行くのであれば、当然サポートしてやるべきで、県外の研修もあるようですので、それも何泊というふうなものもあるようですので、その辺の対応はきちんとして行ってほしいなというふうに思っております。

補助員というんですか、資格がちょっと満たない方は、きちんとした主任なり園長の方、園の責任者がきちんとおれば、その補助員の方で十分にサポートしていただけたらと思いますし、とにかくきちんとしていただきたいのが一つですね。

それと、あとは、最近、おじいちゃん、おばあちゃんが迎えに来るケースも多いというふうに聞いております。もちろん、今の資格でいえば、保護者の就労時に昼間留守になる家庭が対象だとなっておりますけれども、実際、四日市の場合は、おじいちゃん、おばあちゃんがいても、家で見れないのであれば預けてもらっても構わないというふうな形をとっていただいていると思いますし、もう既に6年生まで対象にさせていただいておりますので、特にやはり開かれた学童保育所というのであれば、おじいさんやおばあさんに来てもらう、地域の人とも触れ合う、責任ある立場の者がいるのが、先ほどから申し上げているとおりで、何度も申し上げますが、学童保育所を単なる預かる場所じゃなしに、ここでも資格において遊びを通じてみたいなのが書いてあるわけで、今までの鍵っ子対策じゃないということは十分に考慮していただきながら、この条例、今、骨格だけつくりますけれども、あと肉づけをきちんとして行っていただきたいなど、それが私の考えでございます。

今回、国がこうやって言ってきてつくるというのもありますけれども、そうじゃなしに、これを機会にきちっと捉えていくんだという考えがあるのかどうか、それだけちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○ 市川子ども未来部長

各委員からいろいろなご意見を頂戴いたしました。私どもも、先ほど土井委員のほうからもお話がありましたように、平成9年に法制化されて、今回、また、子ども・子育て関連3法の関係で、条例で市が一定の責任を持ってやっていかなければならないというような形になったということは一つの転機だというふうに捉えております。

今後ますます共働きの家庭というのはふえていくとは思いますが、また、ひとり親家庭も増加傾向でございます。その中で、子供のやっぱり生活をきちんと守り、遊びを通じて子供を育てていく、そういった場として、学童保育所の重要性というのはますます時代とともに増していくというふうに考えておりますので、今までも市単事業を交えて充実を

図ってまいりましたけれども、今後もますます学童保育所が本当に放課後の子供の生活と、それから成長の支援ができる場として機能していくように十分努力をさせていただきたいというふうに思います。

今年度も幾つか改善の方向を考えておりますけれども、まだもちろん予算的な問題もございます。あわせて、また次の定例会議、予算のときにお示しができればというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

土井委員、よろしいですか。

ほか、ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

別段質疑もございませんので、これより討論に移ります。

討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めます。

それでは、これより採決に移らせていただきます。

議案第69号四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。よって、議案第69号四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第69号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

続きまして、議案第70号四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査を行います。

議案第70号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○ 中川雅晶委員長

これも、もう既に議案聴取会で議案の聞き取りは終わっておりますので、質疑から始めたいと思いますが、理事者から改めて説明が必要な場合はここで受けませんが、あるでしょうか。ありませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

そうしましたら、委員の皆さんの質疑を受けます。よろしく願いいたします。

○ 石川勝彦委員

私は説明をお聞きしておりませんので、ダブるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、条文の第3条の適切な訓練を受けた職員とはどういうものか、それから、第4条の家庭的保育事業者というのがあります。これは、第6条第3項に家庭的保育事業者とは、みずからその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないとありますよね。この辺のところも、みずから行う保育の質の評価を行いと、自己評価ですか。この辺のところももう一つわからないように思いますし、それから、戻って第4条第2項に、

市長は最低基準を常に向上させるように努めるものとするがありますが、この市長はというところは、市がということに置きかえさせていただくならば、最低基準を常に向上させるよう努めるものとするということは、財源的なもの、あるいは運営にかかわるいろんなことについてノウハウの提供等、その辺のところは課題になってくる、これが包含されているような気がいたしますが、以上、数点お尋ねいたしました、その点についてお答えください。

○ 伊藤保育幼稚園課長

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。これは、まず、新たに国、児童福祉法第34条の16の規定に基づきまして、厚生労働省令の基準をもとにいたしまして、各市のほうでその基準を条例で制定するというものでございます。本市の独自のなところでの取り組みを、今、石川委員のほうからいただいたところは入れてはございません。国の省令等そのままのものになっております。

その中で、第3条の最低基準の目的についてご質問をいただいておりますかと思うんですけども……。

○ 石川勝彦委員

最低基準、そうですね。適切な訓練を受けたというところ。

○ 伊藤保育幼稚園課長

適切な訓練を受けた職員が保育を提供することによりということでございます。これにつきましては、基準の中で職員の資格というのが定められております。家庭的保育事業の職員の資格につきましては、国の省令でまいりますと、市町村が行う研修を修了した保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認めたものというところを市の独自基準といたしまして、経験を有するという曖昧な部分がございますので、これは一応保育士という形で限定をさせていただいております。訓練を受けた職員というのは、市が行う研修を修了した保育士という形になってまいります。

次に、第6条第3項でございます。みずからその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないというものです。実際、保育の内容について、自己評価を行っていただいて、質の向上を目指していただくという形のものでございます。

あと、戻りまして、第4条第2項でございます。市長は最低基準を常に向上させるよう努めるものとするということで、これは、全く新たに市が施設の認可の基準を設けるという形になりますので、市のほうで認可をいたします。その内容どおりに取り組まれておられるかどうかということを確認させていただいて、施設のほうの運営面での向上に努めていただくというような形の考え方になっておるところでございます。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

それですと、適切な訓練を受けた職員というのは保育士だということですが、その後で市が行う研修を受けた者イコール保育士というような言い方をされましたね。そうすると、さきの学童保育所の指導者も研修ですが、これもやはり今、学童保育所よりも家庭的保育事業ということで研修、その辺のところはもう一つ、先に保育士ということをおかれておいて研修を受けた者という、準ずるものというか、準ずるものという、保育士と同等の者ということになってくるんですけれども、その辺のところはややわかりにくいところがあります。

それから、第4条第2項のところ、市が設備の認可の基準を設けて、そして、確認した上で運営面ということですがけれども、それと、最低基準を常に向上させるように努めるものとするというのと、どういうふうにマッチングさせればいいんですか。どうもその辺のところ、後で説明されたのがわかりにくくなってきましたが、この条文第2項が理解しにくくなりました。もう一度お尋ねします。

○ 大西保育幼稚園課課長補佐兼管理係長

保育幼稚園課の大西でございます。

石川委員のほうからご質問いただいた、まず最初の件なんですけれども、職員、保育従事者への研修の件なんですけれども、今回のこの家庭的保育事業の事業の枠組みとしまして、一つ例えば、定員を5名以下とする事業施設もございまして、それは、事業名でいいますと、例えば家庭的保育事業といった事業でございます。これは、先ほど申し上げましたように、5人以下という小さい規模の要は施設となりまして、確かに、職員資格としましては保育士としているものの、ただ、これは国の基準に従っている部分もございましてけれども、その上で、小規模な部類での保育を行うという前提ですので、市長が行う研修を

修了した保育士として新たに要件を加えることによって、要はより保育指導の面でも安定した保育の提供を行うというところで、認可保育園とは違うところで条件を付記しております。

そして、もう一つなんですけれども、最低基準を超えてといったところなんですけれども、先ほども課長が申しあげましたように、施設基準を初め、今回のこの条例案に基づきまして、設置基準等を設けております。先ほどちょっと申しあげましたように、従うべき基準に要は条件的にはプラスをした上での本市の独自基準として付記しているものも含めて、最低基準を常に向上させるように努めるものとして、市の認可基準を認可事業の前提で要は指導監督を行っていくというところの決まりでこの条例を定めております。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

後半の部分、理解できました。

前半の部分につきましても、別に保育士でなくても、市が行う研修を受けた者をもって保育事業者とするという理解をさせていただいてよろしいか。

○ 中川雅晶委員長

そうなんですか。違いますよね。

○ 石川勝彦委員

違うんですか。

○ 大西保育幼稚園課課長補佐兼管理係長

保育士としていますけれども、要は小規模の保育を行うということで、そこに条件を加えるといいますか、より知識向上を図るために、市長が行う研修を修了した保育士と。ただの保育士ではなくて、再度繰り返しますけれども、市長が行う研修を修了した者として、条件としております。

○ 石川勝彦委員

プラスアルファするということですね。保育士よりもレベルが高くなるということです

ね。

○ 大西保育幼稚園課課長補佐兼管理係長

はい。そのとおりでございます。

○ 石川勝彦委員

5人だから、小さい規模だから、余計に大事にしてくださいということですね。そういう捉え方をするんですか。

○ 大西保育幼稚園課課長補佐兼管理係長

そのとおりでございます。

○ 石川勝彦委員

ありがとうございました。以上です。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ご質疑もございませんので、質疑を終結させていただきます。

討論ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めますが、豊田委員、戻ってこられたので、これより採決に入りたいと思います。

議案第70号四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。よって、議案第70号四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第70号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第71号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○ 中川雅晶委員長

続きまして、議案第71号四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、審査を行います。

理事者から改めて説明の必要な部分はございませんね。

では、委員の方の質疑から始めたいと思います。委員の方の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論もなしと認めます。

それでは、採決に移らせていただきます。

議案第71号四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。よって、議案第71号四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第71号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第72号 四日市市立あけぼの学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

○ 中川雅晶委員長

最後に、議案第72号四日市市立あけぼの学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、審査を行います。

改めてこの議案に対して説明をする箇所はありますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ないですね。

それでは、委員の質疑から始めたいと思います。委員の質疑を受けます。

ありませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

別段質疑なしと認めます。

討論はございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論もなしと認めます。

それでは、採決に移らせていただきます。

議案第72号四日市市立あけぼの学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。議案第72号四日市市立あけぼの学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第72号 四日市市立あけぼの学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で議案は終わりなのですが、こども未来部から四日市市子ども・子育て支援事業計画の素案についての協議会の申し出があるのですが、議案の審査を優先させたいので、これは申しわけないですけれども、また後日というか、後にさせていただきます。

以上でとりあえず子ども未来部の審査のほうは終わらせていただきます。お疲れさまでした。

○ 市川子ども未来部長

どうもありがとうございました。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

委員の皆さん、その場でしばらくお待ちください。

お疲れさまです。それでは、引き続き教育委員会の審査に入っていきます。

初めに、教育長から一言ご挨拶、よろしく願ひいたします。

○ 田代教育長

引き続き、お疲れのところ、よろしくお願いします。

教育委員会では、平成26年度一般会計補正予算と、それから付託議案が2本ございます。協議会とか報告はこの後ということでございますが、どうぞよろしく願ひいたします。

○ 中川雅晶委員長

そうしましたら、予算常任委員会教育民生分科会として補正予算の審査を行ってまいります。

まず最初に、さきの議案聴取会で委員から請求のあった資料について、一括して説明を求めます。

○ 畠山教育委員会理事

先日の議案聴取会での説明のほうで、富田中学校改築工事の契約変更による補正という議案がございました。それに伴いまして、その中で、一つはインフレスライドという理由による増額、そしてまた、基礎部の地盤改良工事による増額、2項目あったわけでございますが、特にインフレスライドについて詳しい説明をということで、資料のほうを作成させていただきました。

追加資料の1ページをお開けください。

富田中学校改築工事のインフレスライドにつきましては、三重県の県土整備部のほうより、昨今の賃金の急激な変動に対処するため、変更の必要があるということで進めたところでございます。これにつきましては、こういった物価が上昇した場合、請負者のほうから申し出があった場合、それに応じて協議を行い、変更額を決定してくるというものでございます。この契約につきましては、従来から契約書のほうで、第25条第6項と書いてありますが、この部分におきまして、そういった予想されない経済状況の変化による増額変更の契約の内容として第25条に定められているところでございます。

そういった中、平成26年5月26日に大宗建設のほうから請負金額の変更について協議をお願いしたいというふうな申し出がございました。それに対しまして、市では、本来行っております設計書に基づきまして、その増額について算定し、6月16日に協議を行い、協議が成立したところでございます。

その内容につきましては、2番にございますように、スライド条項につきましては、契約を行ったときから現在残されている工事について、その費用が大きく変わった場合、変更するものでございます。その対象といたしまして、残工事に対する賃金、資材、機械器具損料等でございます。この組み立てといたしまして、こういった変動につきまして、1%の範囲内につきましては請負者のほうで負担するということになっております。

前回ご指摘いただきましたように、こういったものが変わったのかということで、中段にございますように、例えば普通作業員、設計時には1万2700円という単価をもって積算しておりました。それが今回、平成26年2月におきましては1万5700円と、約2割程度上がっているような状況がございます。一方、土間コンクリートにつきましても、平米当たり4350円が4950円と13%程度上がっていると。それと、資材のネットフェンスにつきましても、ここにごございますように1万3800円が1万5200円ということで、10%程度上がっております。

そういったことから、残工事、この残工事につきましては、下の枠にごございますように、全体工事5億7300万円強ございましたが、そのうちの4億7000万円につきましてはでき上がっていると、残るところ1億円について、どれだけ費用が上がったかというふうなことを算定いたしました。その結果といたしまして、約300万円ほどの増額があるということがわかってまいりました。この内訳としましては、ここにごございますようなフェンスの費用とか、それとか仮設足場とか、その他舗装等の工事で構成されております。結果といたしまして約300万円上がりましたが、先ほど申し上げましたように、1億円の1%、100万

円については業者の負担ということで、このたび200万円について増額変更を行ったところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○ 水谷博物館副館長

博物館の清掃警備業務委託の債務負担行為補正につきまして、限度額の積算根拠と過去の契約業者について資料請求をいただきましたので、2ページのほうをごらんください。

限度額につきましては、平成24年度から26年度までの前回の契約額を基礎としまして、前回契約時から今年度までの間に清掃警備業務の労務単価が3.5%上昇しておりますので、これを反映して算出しております。1年間の額は税抜きで2650万円になります。内訳は、清掃業務のほうで、毎日の拭き掃除、掃き掃除などの日常清掃、フローリングのワックスがけやカーペットのクリーニングなどの特別清掃、窓ガラス清掃をそれぞれ面積と回数から積算するほか、従事者控室の使用料、光熱水費等管理費の分担金を加えて端数調整した額が1030万円になります。

警備業務のほうは1620万円で、こちらは、開館しているときは警備室常駐、館内外巡回、エントランスホール監視の3人体制で、閉館しているときは、エントランスホール監視を除いた2人体制で従事しております。これを6人による交代勤務で行う設定で人件費を計上しております。そのほかに、警備員室の使用料、管理費分担金に加算されます。この税抜きの年額に各年度の消費税を加算しますと(2)のところの額になりまして、3年間の合計の限度額は8720万円になります。前回と比べますと、消費税率の上昇も加わりまして、620万円、7.7%の増額としております。

なお、税率変更の時期は、全庁的に現行の法律に従いまして平成27年10月で計算しておりますが、時期の変更につきましては、国の状況を見ながら、当初予算で措置していく予定にしております。

それから、過去5回の契約業者につきましては、いずれも三重コニックス株式会社となっております。

表の一番下の15年度につきましては単年度契約ですが、13年度に入札を行っておりまして、そこでの落札業者と次年度以降2年間随意契約を行うという方式をそれまではとっております。その後につきましては、2年、あるいは3年の複数年契約として、6社、あるいは8社の入札によって契約しております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

以上ですね。

ご説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、これより議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）に係る教育委員会所管部分について審査を行います。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

第2項 小学校費（関係部分）

第3項 中学校費（関係部分）

第4項 幼稚園費（関係部分）

第2条 債務負担行為補正（関係部分）

○ 中川雅晶委員長

本件は、先ほども述べたように、議案聴取会で既に説明を受けておりますので、質疑から始めたいと思います。

委員の方の質疑を受けます。

○ 石川勝彦委員

52ページの小学校管理運営費で、事務補助、あるいは給食調理員等の代替臨時職員の配置見込みが下回ったことにより賃金の減額補正を行うということで減額補正されておりますが、減額補正の金額そのものに対しては大したことはないかと、1人か2人かなというふうに思うんですが、このことについて、学校経営における問題は特にないのかなという、その辺の支障は、例えば、給食調理員が欠員になった場合はやっぱり心配ですが、他の職員、事務補助なのかどうか、支障がなければそれでいいんですが、この492万円というのは何人分でしょうか。

それから、隣の51ページの少人数学級拡充事業ということについて、19クラスが23クラスになったということは、これはもう大体その前からわかっておりそうなものですが、4クラスふえていますよね。そして、補正予算ということで1600万円計上されておりますが、こういうことは、例年、今ごろから予算を編成していくわけで、先の見通しというのは、学校規模、学級規模、そういったことについては、かなりシビアにそれぞれの学校も、そして教育委員会事務局としても掌握されていたと思うんですが、その点についていかがですか。

○ 室町教育総務課長

小学校管理運営費のことについて、まずお答えを申し上げます。

給食調理員等の賃金につきましてですが、たまたま給食調理員、臨時職員が4月当初から4名ほど、急な退職によりまして欠員が生じたという実態がありました。年度途中でございますが、正規職員の病欠によるもの、そのような事態がございます。

給食調理員、貴重な存在でございますが、募集にすぐ当たるんですけれども、公募するですとか、実際に採用させてもらうまでの期間がどうしてもタイムラグのようなものがあったり、それから、技術的にも一定の基準は欲しいところなんですけれども、どうしてもそこに至っていないと判断されるような場合は、現状維持で何とか取り持っていたりとか、その辺は現場で判断したりする場合もございます。無理に雇用するというのではなくて、一定の職がすぐこなせると、そういう方を採用するという理由もありまして、一時欠けるということもございますけれども、現状の人員で何とかやっているというところがございます。

小学校管理運営費については以上です。

○ 上浦学校教育課長

少人数学級拡充事業のことについてお答えを申し上げます。

委員ご指摘のとおり、今回4名分の補正をお願いするわけですけれども、この数につきましては、前年度の9月1日の調査の数で算出することになっております。それで、注意深く見ているわけですけれども、やはりどうしても差異が生じてくる。児童生徒が1人ふえる、1人減る、そういうところで先生の数が変わってくるという場合もございますので、なかなかぴったりと合わせていくというのは難しいところがございます。

なお、ちなみに、昨年度は2人少なくなったということで減額補正をお願いしておるところでございます。ただ、これにつきましては、委員ご指摘のとおり、なるべく精査をして、このようなことのないように努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○ 石川勝彦委員

さきの教育総務課長のほうからのお答えをいただいた給食調理員、最後に言われたんだけれども、現状の人員で何とかやっておるということですが、一遍に4名と言われても、ということはないと思いますが、1校で1人ずつと、それを3人というか、現在おられる方で支障のないような形でこなしているということで終始して、補充なしということで、結果的に減額補正ということになったんですが、仕事上、あるいは学校全体におけるいろいろな課題を背負ったまま引きずるようなことのないように、支障がないならばよしとしますけれども、今後、そういうことに対しては、補充をする必要がないとはいえ、やはり1人減れば、それだけの負担が現員の方にかかってくるわけですから、その辺のところよく考えて、こういう部分での減額補正というのは余り好ましくないなというふうに思いますので、あえて指摘しておきたいと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 豊田政典委員

きょういただいた資料、たしか私が請求したんだと思うんですよ。ですよ。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。

○ 豊田政典委員

なので、幾つか確認したいんですが、2ページの博物館清掃警備業務委託費ですけども、大きく清掃業務と警備業務に分かれていて、清掃のほうについては、なかなか難しい

ですけれども、ほかの施設と比較して割高になっているかと思うんですが、博物館であるがゆえに金額が高くなる要素というのをわかりやすく少し説明いただきたいのと、それから、警備業務については、人数であるとか内容も資料で少し説明いただきました。これは、博物館法なり、何か法の定めがあるのかどうか、そのあたりを少し説明してください。

○ 水谷博物館副館長

1点目のご質問ですけれども、清掃のほうで特に博物館という理由で金額が高くなる理由についてですけれども、博物館であるからというわけではないかもわかりませんが、例えば施設の床にカーペットを用いているとか大理石を用いているということで、普通のタイルよりは経費が高くなるのではないかなと思います。

それから、2点目の警備の人数ですけれども、特にこれは法律には基づいておりません。必要な人員を考えて設置しております。

○ 豊田政典委員

もう少し、清掃のほうについては、少し聞き逃した部分がありました。面積掛ける回数プラス何とかと言われた。今の説明ですと、今のというのは、今聞いた答えね。材質とかそういうところ。面積掛ける回数のところ、それに掛け算する単価がほかとは積算根拠が高いのかな、積算の単価がね。と思うんですが、そういった、ほかの施設と比較になるような数字って持ち合わせていたら紹介いただきたいのと、じゃ、それ。

○ 水谷博物館副館長

済みませんが、ほかの施設との比較というのはしておりません。

○ 豊田政典委員

そうすると、面積掛ける回数ですよ。それに単価を掛けるんですよ、恐らく。違いますか。

○ 水谷博物館副館長

単価が掃除の種類によって異なっております。例えば拭き掃除なのか掃き掃除なのかとか、掃除の種類によって単価が異なります。

○ 豊田政典委員

その単価の根拠は何かあるんですか。

○ 水谷博物館副館長

根拠といいますと、実績で割り出しております。

○ 豊田政典委員

実績というのは、これまでの契約実績ということ。

○ 水谷博物館副館長

そうです。

○ 豊田政典委員

何か客観的に比較できるようなデータというのは全くないですか。ほかの博物館との比較とか、あるいは四日市市内でなくても、同じような作業をする場合の単価であるとか、そういったものはありますか、ないですか。

○ 水谷博物館副館長

今のところ、そこは調べておりません。

○ 豊田政典委員

そうすると、同じ博物館を比べるというのがなかなか難しいかと思いつながり聞いているんですが、他市の博物館と、清掃業務の全体の金額でもいいので、比較されたことはありますか。

○ 水谷博物館副館長

今まではありません。

○ 豊田政典委員

警備業務のほうですが、特段、法の定めがあって人員とか内容を決めているわけではなく。そうなると、これも人件費単価であるとかという計算になると思うんですけども、この金額になってきた客観的に説明できる根拠というのはいないんですか。実績ですか、やっぱり。

○ 水谷博物館副館長

これも実績から割り出しております。

○ 豊田政典委員

じゃ、同じ質問で、これについても、ほかの施設等と、あるいはほかの博物館との比較をしたことはありますか。

○ 水谷博物館副館長

今のところ、しておりません。

○ 豊田政典委員

特段、私はバックデータを持って聞いているわけじゃないんですけども、今の話を聞く限り、答弁を聞いての感想としては、入札だから適正な価格に決まっていこうということだけではなくて、一度、今問いかけたような比較であるとかいう見直しも必要かなというふうに感じましたが、いかがですか。

○ 水谷博物館副館長

ご指摘のとおりだと思いますので、今後は他館の調査も行いたいと思います。

○ 豊田政典委員

終わり。

○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑ございませんか。

○ 豊田政典委員

もう一個、済みません。

2 ページの一番下のリニューアル休館により7798万6000円、これはどういうこと。

○ 水谷博物館副館長

この平成24年度から26年度までの契約のうちの26年度分につきまして、リニューアルで休館することになりましたので、仕様を変更したと、つまり、掃除の回数を減らしたり、警備の人数を減らしたりしたと。この平成24年度からの契約を結ぶ際には、休館することはまだ決まっておらなかったもので、このような変更契約という形になりました。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑ございませんか。

○ 野呂泰治委員

富田中学校の改築工事事業なんだけれども、これもいろんなもろもろのことで上がってきたということはよくわかるんですけども、普通作業員の設計当時の単価とスライド適用単価、この辺の3000円アップとか、いろいろありますけれども、これから恐らくさまざまな事業について、こういった資材とか、賃金も上がってくると思うんですけども、そういうことについて、やっぱりあらかじめこんなのはわかっているようなことだからというふうに思いますので、今後はやっぱりいろいろ交渉するときにしっかりと交渉してもらうように、意見として申し上げておきます。

○ 中川雅晶委員長

ご意見ということで。

ほか、ご質疑ございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

別段ないようですので、質疑のほうを打ち切りをさせていただきます。

まず、全体会へ上げるというご提案はありますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

全体会審査への提案はないということで、続きまして、討論ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論もなしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費（関係部分）、第3項中学校費（関係部分）、第4項幼稚園費（関係部分）、第2条債務負担行為補正（関係部分）につきましては、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。よって、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費（関係部分）、第3項中学校費（関係部分）、第4項幼稚園費（関係部分）、第2条債務負担行為補正（関係部分）については、原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費（関係部分）、第3項中学校費（関係部分）、第4項幼稚園費（関係部分）、第2条債務負担行為補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

それでは、1時間ほど経過をしましたので、ここで10分休憩をさせていただきます、3時35分再開とさせていただきます。再開後は議案について審査をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

15：25 休憩

15：38 再開

○ 中川雅晶委員長

そうしましたら、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

議案第76号 四日市市立博物館条例の一部改正について

○ 中川雅晶委員長

それでは、議案第76号四日市市立博物館条例の一部改正について審査を行ってまいります。

これも議案聴取会で聞き取りはしていますので、質疑から入りたいと思いますが、改めて説明等があれば。ありますか。

○ 水谷博物館副館長

説明といたしますか、追加資料、議案補足資料のほうをちょっとごらんいただけますでし

ようか。3ページをお願いします。

今回、市民ギャラリーの廃止に伴って博物館条例の一部改正をお願いしておるんですけども、条例改正とは直接関係しませんけれども、リニューアルの進捗状況の様子を、簡単ですが、参考に提出させていただきました。

3ページは常設展示の様子で、上の写真は古代のコーナーの竪穴住居で、これでほぼ完成しております。

下の写真は、近世江戸時代のコーナーの四日市宿の旅籠屋、まんじゅう屋を現在建築している様子です。

次の4ページはプラネタリウムの様子で、上の写真のように、ちょっとわかりにくいんですけども、上のグレーの部分、これがドームスクリーンになります。このドームスクリーンの張りつけは既に完了しております。

下の写真は客席部分の整備状況で、これからカーペットを張りまして、座席を取りつけた後、投映機を設置してまいります。

計画どおり順調に進んでおりまして、リニューアルオープンの日は、四日市公害と環境未来館の開館と合わせまして3月21日を予定しております。また、その前の18、19日には内覧会を予定しております。またご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、議案第76号の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

別段ないようですので、質疑を終結させていただきます。

討論ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論もなしと認めます。

それでは、採決に移らせていただきます。

議案第76号四日市市立博物館条例の一部改正について、原案のとおり可決することに異議はございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。よって、議案第76号四日市市立博物館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第76号 四日市市立博物館条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

続きまして、議案第84号四日市ドームの指定管理者の指定について審査を行います。

議案第84号 四日市ドームの指定管理者の指定について

○ 中川雅晶委員長

理事者から改めて説明が必要であれば受けませんが。

○ 小垣内スポーツ課長

スポーツ課です。よろしく申し上げます。

議案第84号四日市ドームの指定管理者の指定について、議案補足説明資料5ページからでございます。

まず、指定管理者候補者選定審査報告書でございます。

6ページ、四日市指定管理者選定委員会から10月24日、教育委員会教育長のほうへ報告

がございました。この指定管理者の応募者は5団体ございまして、結果的に9ページ、選定結果として5団体の中からJ N体協グループが選定されました。選定結果の概要としまして、J N体協グループが順位として1位、それから2位に三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ、それから3番目にトーエネック・ミズノ共同事業体、4番目にシンコースポーツ・新生ビルテクノグループ、5番目に東産業グループという結果となりました。

10ページ、11ページには審査講評が記載されております。J N体協グループについては、スポーツにとらわれない多目的施設としてのドームの活用について実効性のある提案がなされたという評価で、その審査項目では他団体を上回る得点となり、選定に至ったわけでございます。

13ページにそれぞれグループの選定審査票をつけさせていただいております。この中で、各それぞれの考え方、基本的な考え方や経営状態、事業計画について得点を配分し、結果が載っております。この表の得点を見ますと、J N体協グループは、過去の実績と、それから提案価格においては他の団体より少し得点がとれませんでした。ほかの項目全てにおいて他団体の得点より上回ることになり、総合計点で順位1位という結果となりました。

14ページ、15ページには、J N体協グループの団体詳細及び担当業務ということで、つけさせていただきました。まず、4団体の代表団体はJ T Bコミュニケーションズ、構成団体として、四日市市体育協会、それからN T Tファシリティーズ東海支店、J T Bプロモーションというところで、代表団体のJ T Bコミュニケーションズは、主に総括責任で全体の統括業務を行うと。四日市市体育協会については、自主事業の管理運営を担当する。N T Tファシリティーズは、施設整備の部門について担当を行う。J T Bプロモーションにつきましては、イベントの誘致活動やホームページ等の広報活動を行うということでございます。

16ページにはもう少し詳細な委員名簿をつけさせていただきました。その8番目の臨時委員ということで、1番目から7番目は選定委員の標準の委員さんで、8番目は類似施設に精通した委員ということで、特別に臨時委員さんをお願いいたしました。

説明については以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ご説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の方の質疑を受け付けます。

質疑ございますでしょうか。

○ 豊田政典委員

説明、最後にありました臨時委員さんについてなんですけど、四日市ドーム、所管課もスポーツ課ですし、スポーツ施設というイメージを私は捉えているんですが、この8番の方はスポーツ関係じゃないですよ。この辺の選定理由というのをもう少し説明してください。

○ 小垣内スポーツ課長

ご説明、少し不足しておりました。この方は、現在は鈴鹿市文化振興事業団の常務理事ということですが、前職は鈴鹿市のスポーツ文化部長、その前はスポーツ課長として7年間の実績がありまして、スポーツにも精通しており、文化面にも精通しているというところで選定させていただきました。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑ございませんか。

○ 野呂泰治委員

前回までトーエネックさんということですがけれども、今度はJN体協グループということで、今、JTBプロモーション、イベントということをおっしゃっていましたが、その辺のいろんなこと、お考え、発表だとか、いろんな内容があったと思うんですけど、例えばどんなようなことをおっしゃってみえたのか、もしあったら、言える範囲内でお教えいただければありがたいと思います。

○ 小垣内スポーツ課長

まず、前回はトーエネックグループと新生ビルテクノとシンコースポーツのグループ構成でしたが、今回、そのグループ構成が少し分かれて、トーエネックさんはミズノさんと組んだ、それから、シンコースポーツと新生ビルテクノは独自にグループ構成で応募してきたというところでございます。

それで、J N体協グループの提案ということは、特に今まで四日市ドームという、どちらかという、スポーツ的なイベントが多かったという中で、新しくJ T Bさん、全国展開している旅行とか各イベントのところで新たな提案を持ってきたというところで、具体的に、こういう何々をするという提案はまだございませんが、国内の営業所266カ所のネットワークを活用して、プロスポーツの振興、それからスポーツだけにかかわらず、産官学の分野において見本市や展示会、企業行事の経済の誘致活動をいたしますというような提案でございました。

○ 野呂泰治委員

四日市もいわゆる観光事業ということで、結構いろいろ考えておることなので、J T Bであれば旅行業、観光にもかなり全国でやって、世界的にもいろいろネットワークを持っていますので、そういった件でしっかりとやっぱりやっていただくように、また頼んでもらわないかと思っておりますので、その点だけ、確認だけお願いします。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑ございませんか。

○ 川村高司副委員長

こういうJ T Bさんとか、住所が東京都とか、名古屋市とかになっていますけど、常駐というか、常勤される形になるんですか。

○ 小垣内スポーツ課長

管理責任者は常勤でございます。

○ 川村高司副委員長

じゃ、JTBコミュニケーションズ、NTTファシリティーズ、JTBプロモーション、おのおのから常勤で社員さんが四日市ドームに常駐するという管理体制。

○ 小垣内スポーツ課長

JTBコミュニケーションズは総括責任者ということで、常駐でJTBコミュニケーションズから職員が派遣されます。それから、四日市市体育協会は、地元の体協グループから派遣されます。それから、NTTファシリティーズも、東海支店から管理部門の責任者として常駐でドームに派遣されます。JTBプロモーションだけは、これは広報活動、イベント等の営業活動を担当しますので、特に常駐ということではなく、その都度、例えばイベントがあると職員が来て、そこからそれぞれのイベントをやるというような形と聞いています。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

別段ないようですので、質疑を打ち切りをさせていただきます。

討論ございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決に移らせていただきます。

議案第84号四日市ドームの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。よって、議案第84号四日市ドームの指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第84号 四日市ドームの指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で議案のほうは終了とさせていただきます。

済みません、入れかえですね。しばらくお待ちください。

まず、じゃ、議案聴取会の際に債務負担行為の取り扱いをどうするかということであったと思うんですけども、予算常任委員会の委員長と打ち合わせ、協議をさせていただいて、債務負担行為については、あくまでも総務分科会の所管事項ですので、教育民生分科会としては、全体会に上げるということはできないということなんですけど、例えば、分科会長報告の中にそういうような意見があったということを報告させていただくというようなことは、皆さんのある程度の合意があれば書かせていただいて、また、予算常任委員会調整会議においても、その旨を予算常任委員会の委員長に改めてお伝えをさせていただきますということで、あとは、全体会審査の中でどう扱うかというのは、全体会の提案ということもできますので、そういう形でされるかということはあると思うんですけども、あとは、総務分科会が上げてこられるかどうかということとは思うんですけど。

○ 豊田政典委員

改めてなんですけど、予算参考資料の63ページ、64ページのところに、施設保守管理委託と業務・事務処理委託等に関する債務負担行為の一覧が載っているんです。合わせて75件あると。記憶をたどってみると、たしか六、七、八年前に、債務負担行為をそれまでは一括で総務分科会で審査されていたのを分割で審査するようになった。けれども、この二については総務分科会に残したんですよね。記憶では、間違っていなければ。

それはいいとして、個別に一番かかわるのは、教育民生分科会だけでも、63ページのNo.

13とか29、30、31、32、64ページはNo.14から21とか35から43、所管のところがあるんだけど、今、総務分科会で扱うとなっている。ところが、総務分科会でこの中身を、75本を扱おうと思うと、とても日程的に足りないんじゃないかということも容易に想像される。債務負担行為の上限予算を決めるだけなんですけれども、このタイミングで毎年出てくる、11月定例会議。この上限額が適正かどうか、あるいは契約方法について等々、総務分科会だけに任せていくと、なかなか厳しい事情もあると思うので、私は、この際、制度的な話ですけど、分割で審査すべきではないかと思っていまして、これは、全体会に上げる上げないというよりも、予算審査の議会内の仕組みの話なんですけど、僕は分割審査にすべきだということを、ひとつ皆さん同意が得られれば、教育民生分科会として上げていただければなと思っています。

○ 中川雅晶委員長

その辺、他の委員の皆さんでご意見ございませんか。

○ 樋口博己委員

私も、一度提案いただいて、協議いただければと思っております。

○ 中川雅晶委員長

その反対意見というのはございませんか。なければ、そういう債務負担行為の分割審査の提案があったということを分科会長報告としてさせていただき、あわせて予算常任委員会調整会議においてもそのことをお伝えさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、そういう形でさせていただきます。よろしく願いいたします。

15 : 55 休憩

16 : 43 再開

○ 中川雅晶委員長

そうしましたら、11日は、まず最初に、こども未来部で積み残しています協議会、子ども・子育て支援事業計画の素案についての説明を受けて、その後に全国学力・学習状況調査結果についての報告を受けたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、きょうどうしても決めなきゃいけないというのがシティ・ミーティングについてであります。1月8日の桜地区市民センターでのシティ・ミーティングのテーマと、それから担当割を決めさせていただいて、本日は終了としたいと思いますので、ご協力、よろしく願いをいたします。

お手元に報告担当割表と、それから、まずシティ・ミーティングのテーマについてですが、以前、豊田委員のほうから、学校規模適正化についてでしたかね、どうかというのもありましたし、先回は広く自由討議とさせていただきましたが、今回はもう少しちょっと絞って議論したいというところもあると思いますので。

○ 諸岡 党委員

桜地区で学校規模適正化をやると、何だかんだ、あそこ、桜台小学校と桜小学校で不安要素があるので、あえてそこへ持っていく必要はないのかなと思うんやけど。地元の感覚で言うと。

まだもめる状況じゃないけど、そのうちなるんやろうかと、みんな漠然とっておるもんで。10年先にはそういうのがあるんやろうかという予測をみんな持ち始めとる。

○ 中川雅晶委員長

でも、それを言い出したら、どの地区でも。それぞれの個別の地区事情を考えやんでも、そんな桜地区に限定した話ではないと思います。

○ 小川政人委員

学校規模適正化って、みんなわかっておるんやろうか、市民の人は。

○ 中川雅晶委員長

わかってないでしょう。わからないですよ。

○ 小川政人委員

質問も出やへんのと違う。

○ 中川雅晶委員長

言葉をもうちょっと、特出しで適正化というのはよくわからないので、大規模校課題と
いうか、何ていうか、大きい学校と小さい学校と……。

○ 豊田政典委員

僕が言ったのは、決まり切った日程の中でということは度外視して、学校規模適正化を
前に所管事務調査でやったときに、一度、保護者や教職員なりの声を、現場の声を聞くべ
きだという話をしていまして、これは今回の時間と場所にも当てはまるかは別にして、あ
えてその話をした。この日程はもう変えられへんのやんな。変えられるものならば、昼間
にやるとか、保護者に呼びかけるとかいうことにしたほうがいい。

○ 中川雅晶委員長

今おっしゃっていただいた、大規模校1カ所、小規模校1カ所、統合した学校1カ所、
実際に教員であったりとか保護者の意見を聞こうということは今検討しているんです。

○ 豊田政典委員

また別で。

○ 中川雅晶委員長

別で。これも11日に協議させていただこうとっていて、学校の選定と、じゃ、実際、
どうやって行くか。委員会で、委員会が開催できるぐらいのメンバーで1カ所1カ所行く
というのも一つの手ですし、じゃ、いや、そんなようけ行けないと。人数を割ると、これ
はやっぱり委員会の定数というか、会議を開ける定足数を満たさないと、委員会ではな
く議員派遣になるとか、議員派遣にすると議決が要るとか、いろいろややこしい問題、い
ろんな問題があるので、どうしようかと。日程的なものもありますので、日程的にどうし
ようかということ、ちょっとまた11日にきっちりと説明させていただきたいというか、

提案させていただきたいと思いますので。そういうこともするという前提でシティ・ミーティングのテーマにするんやったらするという形になると思います。いやいや、それはそれでやるのであれば、別のものをテーマにするというのも一つの方法ですし。

○ 豊田政典委員

それと、前回のように、出席者が一方的に自分の主張を述べるような会議をやっても、僕は個人的に全く意味がなかったと思うんですよ、生産的なものが全くない。それならば、もう少し運営方法から工夫をして、例えばグループ分けをして、9人が三つに分かれて、グループの中で意見を出し合って発表するとかという方法もあるやろうし、やり方自体変えないと、クリエイティブな会議にならないということはすごく感じました。だから、そんな話をここで言ったような言っていないような、覚えていないですけど、まずそこを考えなあかんと僕は思うな。テーマもさることながら。

○ 中川雅晶委員長

過去においてはそういうやり方をしたこともあります。そういうやり方も、そういう小単位で議論してという、シティ・ミーティングのあり方っていうのもあると。

○ 石川勝彦委員

三つに分けると、8時45分までという……。

○ 中川雅晶委員長

それは時間的な部分だね。

○ 豊田政典委員

二つでもいいし、例えばね。

○ 野呂泰治委員

分けると、わいわい、わーっとなって、わからんようになってくる。

○ 豊田政典委員

産業生活常任委員会でも昔やったんですけど、わからんでもいいんです。ミーティングだから。

(発言する者あり)

○ 豊田政典委員

それはやり方によると思うので、いずれにしても、議会と市民がミーティングをするわけですよ、会議を。質疑応答というのはつるし上げ大会じゃないんでね。

方法は幾らでもあると思うんです。

○ 野呂泰治委員

ほかでもあったん。みんなが意見を言うだけで、そんなんはさあ……。

○ 樋口博己委員

テーマを一つ決めるとすると、テーマの資料か何かをちょっと準備して、一つのテーマについて、ある程度説明して、意見を求めたほうがいいというような、先回、参加者の意見がありましたので、それも一つかなと思います。

○ 諸岡 覚委員

あくまでも議会報告会とシティ・ミーティングって2段階に分けているじゃないですか。議会報告会というのは、あくまでもこちらがお伝えをし、お知らせをしというスタンスじゃないですか。シティ・ミーティングは、豊田委員が言われたように、あくまでもミーティングなんです。意見交換じゃなきゃだめなので、資料を出して、みんなが知らんようなことを、これこうこうこうなんですって、教えてあげるようなことでは、誰もよう発言せんと思うもんで、やっぱり漠然としたテーマで、例えば四日市の、じゃ、今回は主に病院関係の福祉をテーマにしましょうとか、教育をテーマにしましょうとか、漠然としたテーマで誰もが発言しやすいテーマにしたらんと、余り偏った、特定の何とかの新しい法律ができますので、それについてとか、そういうことはせんほうがええのと違うかなと思いますね。知識がないとついていけやんで。

○ 中川雅晶委員長

両方ともメリットもデメリットもあるとは思いますが、狭めたり広げたり、前回は話をするとき、その前の前はちょっと狭め過ぎたんじゃないのというので、もうちょっと広げようって、前回ちょっと広げて、全般にわたってさせていただきました。ただ、広げたら広げたで、いろんな、余り聞きたいような意見がなかったとかということもあり得るので、テーマを、余り絞ると、なかなか難しい問題になってくるので、どの程度にするか。ただ、やっぱり懸案になってくるであろうということについては、少なくとも、ある程度ベーシックな部分の説明をした上で意見、ベーシックなどというのは、ベーシックなところと、例えば争点として考えているところを提示しながら意見を聞いていくというようなやり方もやっていかなきゃいけないかなと思うんですけど、ただ、先ほどの班別にしてやるとなると、これは、例えばファシリテーターじゃないけど、こちらも議論がうまくいくような形でするには、なかなかある程度時間も必要ですし、ただ、経験したときは、いろいろ活発に意見を言われたというのは記憶にありますけれども。

○ 豊田政典委員

じゃ、運営方法は後にして、とりあえずテーマを決めなきゃいけないとして、例えばですよ。桜地区の人がたくさん集まると想定して、何かふさわしいやつといたら……。

○ 諸岡 覚委員

猿と……。

○ 中川雅晶委員長

所管が違うやん。

(発言する者あり)

○ 諸岡 覚委員

でも、ある意味、さっきも言ったけど、扱い方次第やけれども、学校規模適正化でいろいろ統廃合の話なんかを、実例を上げて、橋北地区でこんな感じだったよとかという話は、桜地区なんていうのはもう漠然と覚悟しておるで、10年先にはみたいに。

○ 小川政人委員

どっちが少なくなるの。

○ 諸岡 覚委員

それはわからんけど。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

ちょっと運営方法は考えるにして、テーマを学校規模適正化ってわけわからんようなテーマではなくて、もう少しやわらかい、とっつきやすいような、議論しやすいようなテーマにして、こういう方向でシティ・ミーティングのテーマとさせていただく方向でどうでしょうかね。そうすると、所管事務調査もまだ完結したわけではないので、あと、学校別に意見を聞いていくというところで、漠然とした市民の意見とか、中にはひょっとしたら、保護者とか教員の方が来られるかもしれないし、そういう意見も伺いながらね。

○ 諸岡 覚委員

ほんとに気をつけやんと、議会が統廃合の説明に来たというふうに受けとめますから。みんなそれなりに、本当に漠然と不安を持っておるもんでね。

○ 石川勝彦委員

いわゆる単年度学級というと、1クラスでそのまま6年生まで上がって行って、四日市もっと前からあるわけやから。そういうところはあるけど、桜台小学校も、ぼつぼつ5年後ぐらいにはもう単年度クラスになっていくわけね。それから、単年度クラスになったら、子供たち、どういうふうに育っていくって、校長や教頭はノイローゼになっておるのやで、今、6校区。だから、行きたないという。1年生から6年生まで一緒だと。何から何まで一緒でしょ。クラス編成なしでしょ、成績から何からみんな一緒でしょう。悪は悪で6年生まで、みんな一緒なんです。だから、ノイローゼになるんですよ。

○ 中川雅晶委員長

いろいろあるとは思いますが、所管事務調査を取りかかって、もうあと残された任期の中で現場の話を聞いていくとなると、ここでひとつそういうテーマでするのも、有効活用かなとも思うので、その辺で、ちょっとそういう統廃合の誤解を受けるような、議会がそれを推進するようなイメージでないように、テーマを名前のネーミングは気をつけますので、その方向でやらせていただくというのはどうでしょうかね。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

よろしいですかね。じゃ、運営方法も含めて、ちょっとまた協議しますので、よろしくお願いをいたします。

あと、担当、議案の報告もちょっと少な目にするとかというのも、全部これ、やらんでも、ちょっと間引きしてやってもらうというのも……。

○ 石川勝彦委員

今回は割と短くてやれるやろうな。

○ 諸岡 覚委員

委員長からまとめて報告してもらうのは。

○ 中川雅晶委員長

いやいや、それはよろしくないんです、そういうやり方はね。みんなですべてやってくれる。

○ 諸岡 覚委員

都市・環境常任委員会的时候、全部一人で一年間やったのに。

○ 中川雅晶委員長

そういう悪しき前例はつくっちゃいけません。

これについては、もう早い者順で、多少……。

○ 小川政人委員

あれ、資料ないの。

○ 中川雅晶委員長

資料は皆さんに一応配ったんですけど、なければまだあるので。

この中から、全部やらなくても、ちょっと間引いてもらってもいいと思いますので。

○ 諸岡 覚委員

健康福祉部の健康増進センター条例と国民健康保険条例について。

○ 土井数馬委員

その下は土井がやります。

○ 石川勝彦委員

一番上やるわ。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、一番上の健康福祉部は石川委員ね。

2番目の健康福祉部、特別会計。

○ 小川政人委員

どこ。

○ 中川雅晶委員長

1枚目のところの……。

○ 豊田政典委員

3 やね。

○ 中川雅晶委員長

3 やね。ごめんなさい。3、誰か立候補ないですか。3、立候補ない。

じゃ、4、これも。

○ 野呂泰治委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

野呂委員、当選。

○ 野呂泰治委員

こども未来部のところね。

○ 中川雅晶委員長

4のこども未来部。

5番、教育委員会。

6番、こども未来部。

7番、健康福祉部。

○ 小川政人委員

俺もう何にもやらんのに決めた。

○ 中川雅晶委員長

7番は教育委員会と健康福祉部と全部。

(発言する者あり)

○ 豊田政典委員

もうあかんの。

○ 中川雅晶委員長

もうあかんですね。

あと残った3番、5番、6番。

○ 川村高司副委員長

いつもと一緒にいいですよ。

○ 中川雅晶委員長

いや、もしあれやったら……。

○ 川村高司副委員長

いやいや、まあいいですわ。司会・進行で。

○ 小川政人委員

もう6番にしよう。条例、こういうふうに決まりましたで終わりや。

○ 中川雅晶委員長

豊田委員が3番。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 土井数馬委員

5番、僕がやりますわ、そうしたら。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、シティ・ミーティングの司会は樋口委員にやってもらって、総合司会は副委員長という形でよろしくお願いします。

じゃ、以上で本日の日程は終了しました。

どうもきょうは議案のほうを全部片づけさせていただいて、協力いただきましたこと、心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

じゃ、11日に再開をさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日はどうもお疲れさまでした。

17:00 閉議